資料 2

施設整備マニュアル改訂の主な内容

（検討案）

施設整備マニュアル改訂の主な内容（検討案）

１．改訂の主な項目と概要

国の各種ガイドライン改訂を踏まえ、それらガイドラインとの整合を図ることを中心に施設整備マニュアルの主な改訂の概要について整理した。

（１）建築物

各項目共通の凡例　新：新たに記載　変：加筆・修正

施設整備ﾏﾆｭｱﾙのﾍﾟｰｼﾞ			改訂概要	根拠背景	本資料ページ
―	31	新	移動等円滑化経路の考え方等について記述	国	1-1
エレベーター	68	変	かご内の音声案内等について２方向エレベーターの開閉など記述を充実	国	1-2
便所	74	変	福祉型便房からの機能分散を促す考え方の記述を充実	国	1-3
駐車場	97	変	車いす乗降場の屋根・庇についてリフト車両対応への記述を充実	国	1-8
視覚障がい者誘導用ﾌﾞﾛｯｸ等	111	変	色について周辺床との輝度比に関する記述を補足	国	1-11
標識類	133・147	変	案内表示について色覚障がい者に配慮した記述を充実	国	1-13
（出入口、案内板など）	37・134	変	案内・誘導などについて視覚・音声情報伝達の記述を充実	国	1-15
技術的資料	307	変	床の滑りに関する参考推奨値や配慮事項等の記述を充実	国	1-16

○庁内における従前からの意見等を踏まえて整理した項目

施設整備ﾏﾆｭｱﾙのﾍﾟｰｼﾞ			改訂概要	根拠背景	本資料ページ
駐車場	98～	新	ふくおか・まごころ駐車場制度について記載	市	1-9
敷地内の通路	103	新	歩道状公開空地等におけるバリアフリー化整備の考え方を記載	市	1-10
授乳スペース	130	新	「赤ちゃんの駅」との連携について記載	市	1-12

（２）交通機関の施設

施設整備ﾏﾆｭｱﾙのﾍﾟｰｼﾞ			改訂概要	根拠背景	本資料ページ
移動円滑化された経路	167	変	複数の主要出入口からのバリアフリー経路確保に関する記述を充実	国	2-1
エレベーター	180	変	かごの大きさについて利用実態に応じた導入に関する記述を充実	国	2-2
便所	192～	新	利用実態に応じた複数の多機能便房の整備について記載	国	2-3
		変	多機能便房からの機能分散を促す考え方の記述を充実	国	2-4
視覚障がい者誘導案内	199～	変	ホーム柵などに対応した視覚障がい者誘導用ブロック敷設の記述を充実	国	2-8
	～205	変	音声・音響案内の考え方や配慮事項の記述を充実	国	2-10
―	―	新	バス・旅客船・航空旅客ターミナルに関する個別の記述を追加	国	2-11

（３）道路（庁内における従前からの意見や他都市マニュアル等を参考に整理した項目）

施設整備ﾏﾆｭｱﾙのﾍﾟｰｼﾞ		改訂概要		根拠背景	本資料ページ
歩道	225	変	原則セミフラット型の説明に関する記述の充実	市	3-1
	227～	変	歩道と車道（歩行部）の段差の図版を充実	市	3-2
コラム	―	新	横断歩道のエスコートゾーンについて記述	市	3-6
乗降車場	239	変	バス利用環境についての記述を充実	市	3-7

（４）公園（福岡県の基準との整合を加えて整理した項目）

施設整備ﾏﾆｭｱﾙのﾍﾟｰｼﾞ		改訂概要		根拠背景	本資料ページ
園路	252	新	移動等円滑化園路の考え方について記述	国	4-1
	253	変	園路の途中で通路を設ける場合の開口幅員の記述を充実	県	4-2
階段	257･261	変	階段やスロープの手すりについて記述を充実	県	4-3
便所	263	変	多機能便房の機能代替などに関する記述を充実	国	4-4
駐車場	270	変	車いす使用者用駐車施設の後方安全路等の記述を充実	県	4-6
標識類	276～	変	表示内容の見やすさ、わかりやすさ等の記述を充実	国	4-7
ベンチ・野外卓	278･279	変	ベンチ・野外卓の設置について記述を充実	国県	4-8
水飲み器・手洗い場	281	変	水飲み器・手洗い場の洗面や下部空間の記述を充実	県	4-9
休憩所及び管理事務所	282	変	休憩所及び管理事務所における乳幼児対応等の記述を充実	国	4-9
―	―	新	公園の情報提供・利用支援について記述	国	4-10

（５）路外駐車場

施設整備ﾏﾆｭｱﾙのﾍﾟｰｼﾞ		改訂概要		根拠背景	本資料ページ
通路	296	変	移動等円滑化経路の考え方について記述	国	5-1

（６）開発行為に係る施設

特になし

2. 改訂の主な内容

改訂する各項目について、具体的な改訂内容を素案として次ページ以降に整理した。また、国の各種ガイドライン、庁内でこれまで挙がった意見等を参考に、整備の基本的な考え方や図版、寸法などを参考図として掲載した。

(1) 建築物

P31	移動等円滑化経路の考え方等について記述

<改訂の概要>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・誰もが建築物を円滑に利用できるよう、移動等円滑化経路の考え方等について加筆する。

<改訂の内容（案）>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

移動等円滑化経路

・下記の(1)から(4)までの経路のうち、それぞれ１以上を高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路とする。移動等円滑化経路等上にある出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター、エレベーターその他の昇降機、敷地内の通路は、各整備項目の整備基準に適合させる。

(1) 利用居室等までの経路

※建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する居室（利用居室）を設ける場合。

・道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路。（直接地上へ通ずる出入口のある階またはその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

(2) 福祉型便房までの経路

※建築物またはその敷地に福祉型便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合。

・利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）から当該福祉型便房までの経路。

(3) 車いす使用者用駐車施設までの経路

※建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合。

・当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路。

(4) 視覚障がい者移動等円滑化経路

※不特定多数かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。

・道等から、点字その他国土交通大臣が定める方法により、移動円滑化の措置がとられたエレベーターその他昇降機又は便所の配置を示すための設備又は案内所までの経路。

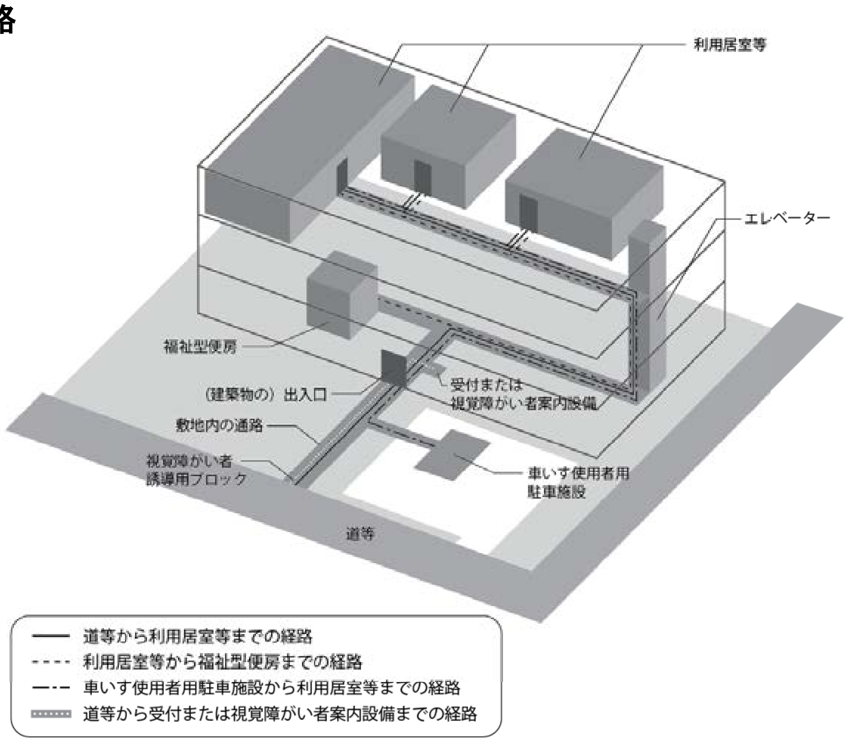

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

P68	かご内の音声案内等について２方向ｴﾚﾍﾞｰﾀｰの開閉など記述を充実

〈改訂の概要〉

・出入口が２方向あるエレベーターが普及しつつあるが、出入口の方向が分かりにくいため、音声による案内を加筆する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

◆出入口が２方向あるエレベーターのかご内には、扉の開く方向、階数等を分かりやすく案内する音声案内装置を設けることが望ましい。

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

P74	福祉型便房からの機能分散を促す考え方の記述を充実

〈改訂の概要〉

・福祉型便房が多機能化し利用者が集中していることなどを踏まえ、福祉型便房からの機能分散を促す対応策について加筆する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

設計の考え方

◇オストメイト用設備を有する便房の設置についても整備の対象になったが、近年福祉型便房へ利用者が集中している等の傾向も踏まえ、福祉型便房における機能分散を促し、車いす使用者の利用上の不便さの軽減にも配慮するため、下記のような基本的な考え方で計画することが望ましい。（なお、下記のような考え方を踏まえ、簡易型機能を備えた便房のみでトイレのバリアフリー対応を行うことは望ましくない。ただし、面積や構造による制約がある既存建築物の改善の場合はこの限りでない。）

考え方①：個別機能を備えた便房の設置

・福祉型便房の利用集中を軽減するために、車いす使用者用便房及びオストメイト用設備を有する便房のほか、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房も設置。

考え方②：福祉型便房と簡易型機能を備えた便房の設置

・車いす使用者用便房に他の機能を付加した便房を設置する場合は、利用者の分散を図る観点から、個別機能を備えた便房、車いす使用者用やオストメイト用の簡易型機能を備えた便房を併せて設置。ただし、オストメイト用の簡易型機能を備えた便房を設置するにあたっては、オストメイト用設備を有する便房（福祉型便房を含む）を設けた上で設置する。

考え方③：福祉型便房の設置

・施設用途を十分に考慮して福祉型便房のみで十分に機能する場合は、福祉型便房を設置。この場合も利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置することが望ましい。

■福祉型便房の例示

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

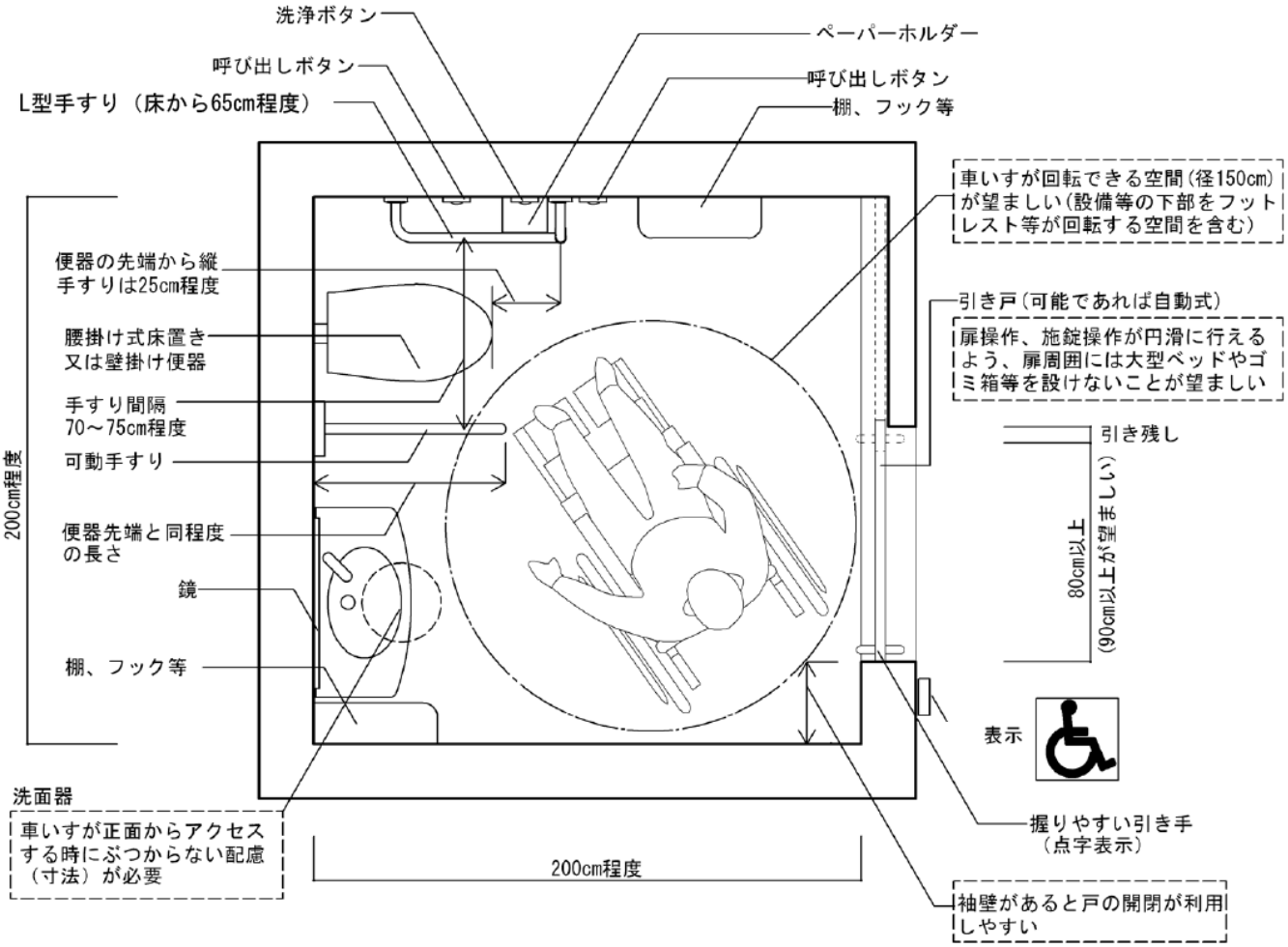

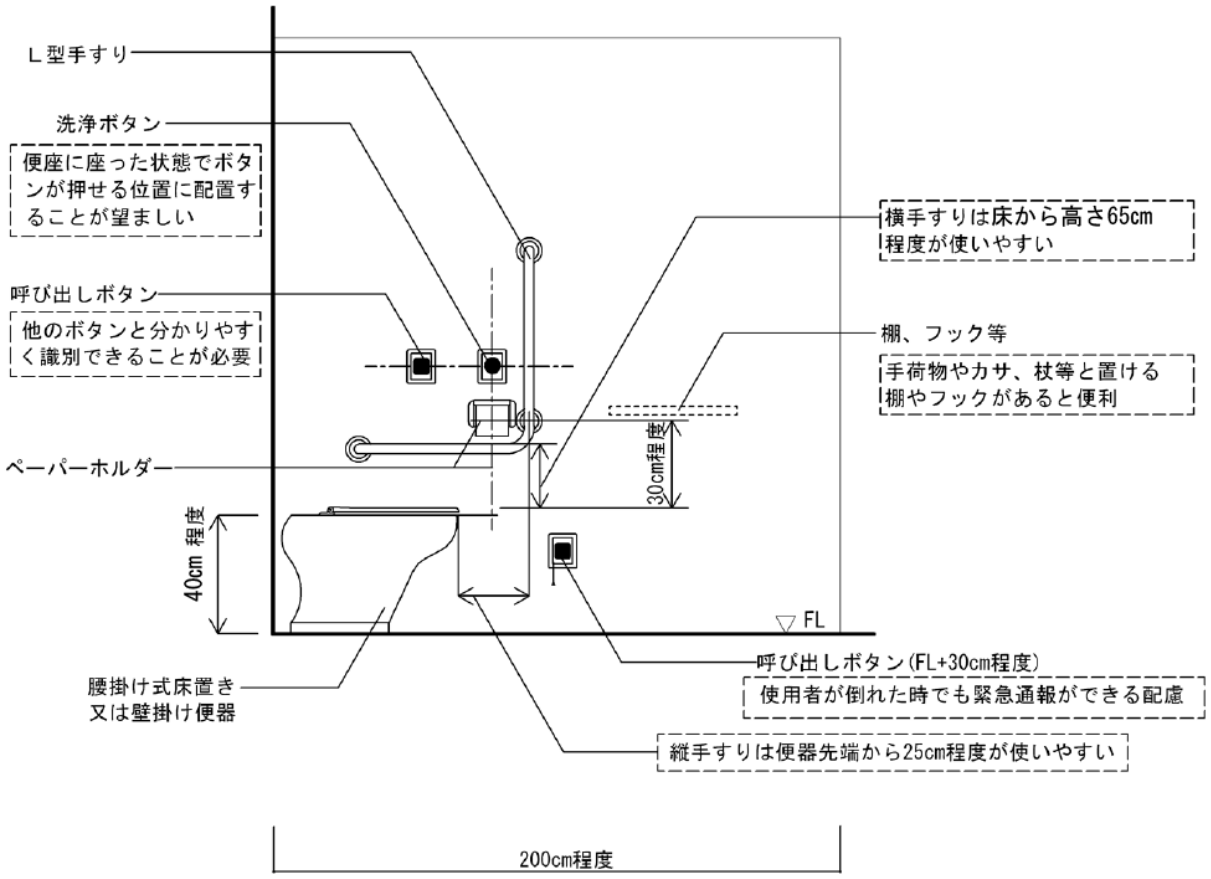

■個別機能を備えた便房の例示（オストメイト用設備）

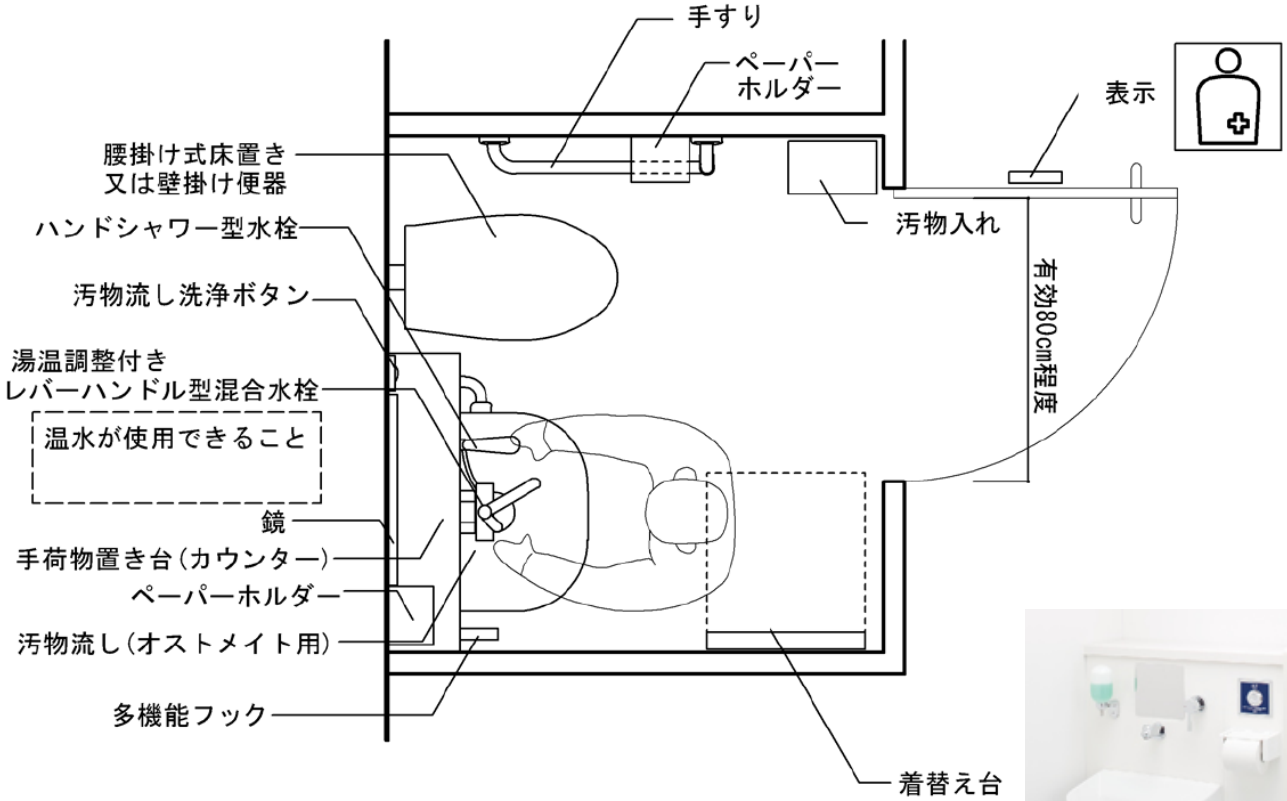

■個別機能を備えた便房の寸法の例示（乳幼児連れに配慮した便房）

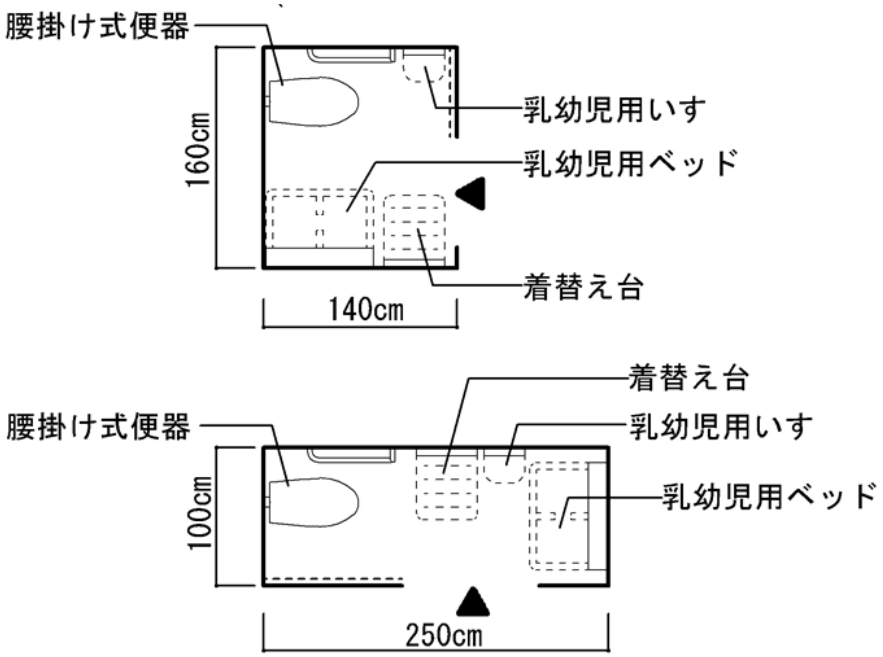

着替え台の例

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

■簡易型機能を備えた便房の例示（車いす使用者用）

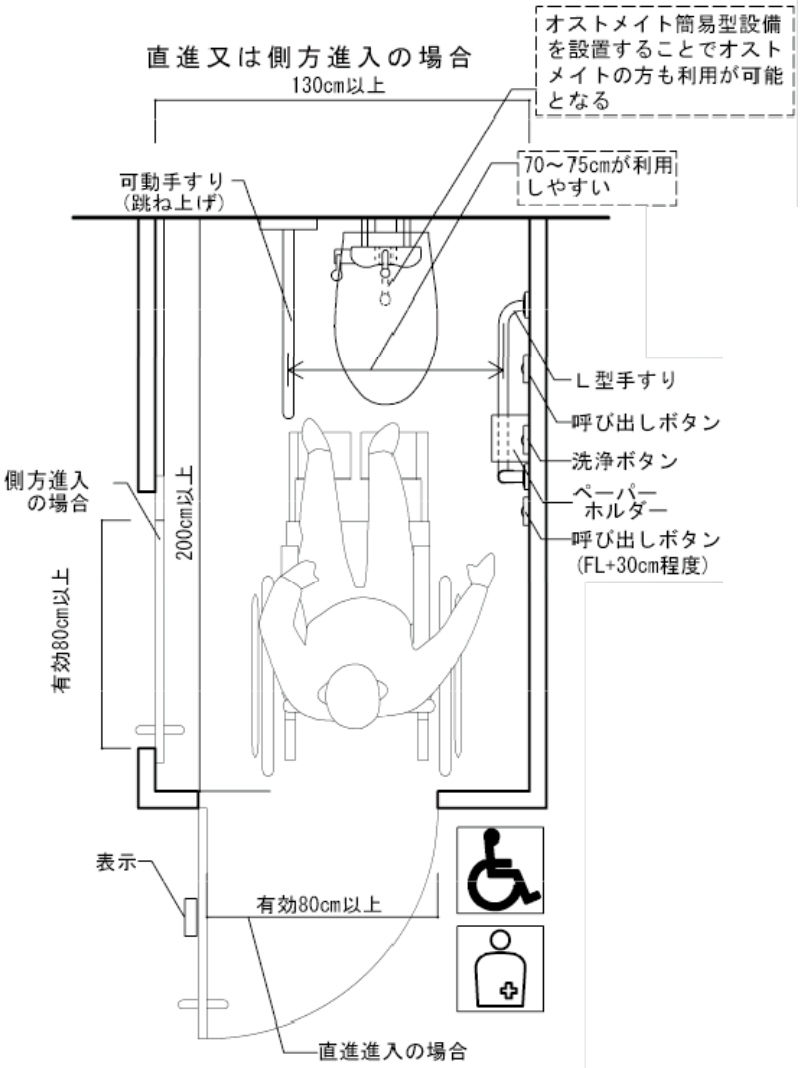

■簡易型機能を備えた便房の例示（オストメイト用）

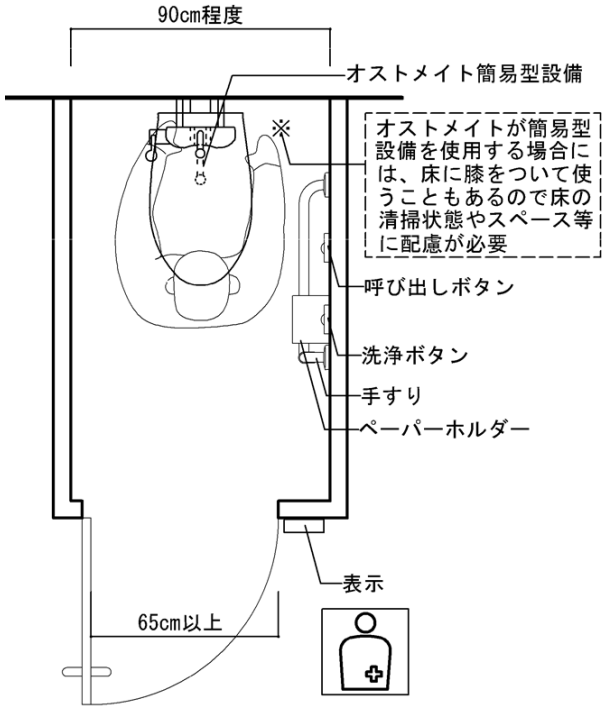

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

■便所・洗面所の配置の例示

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

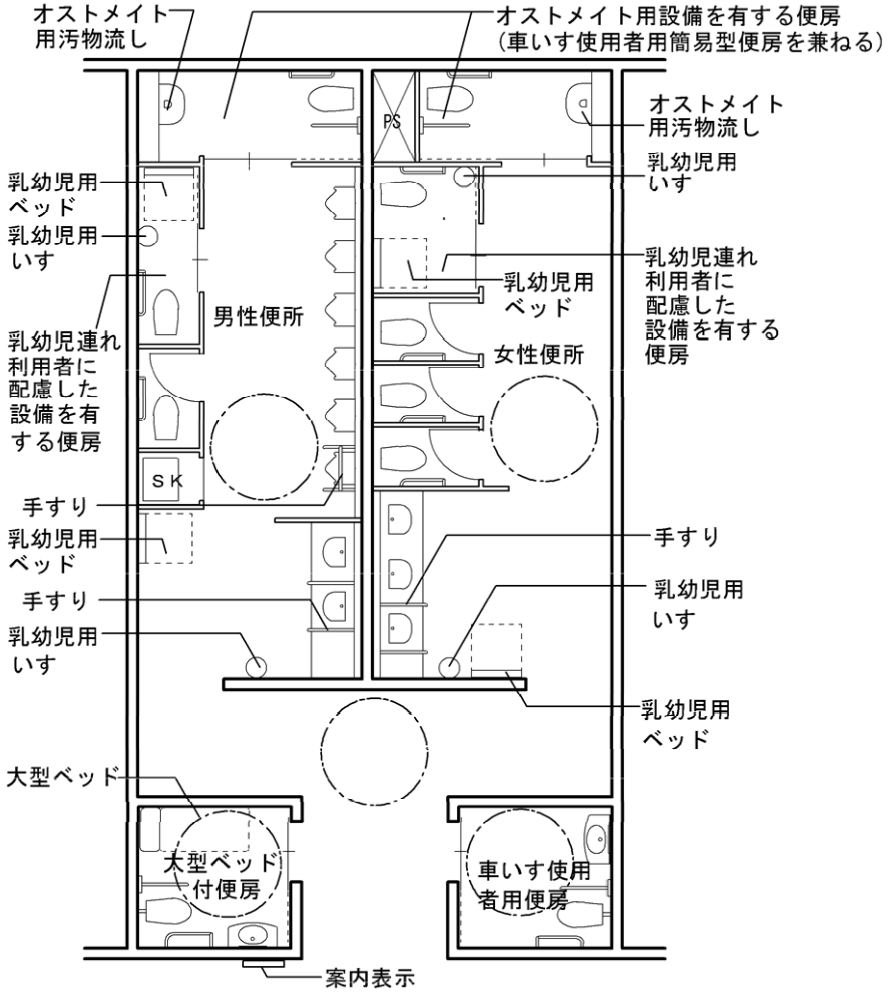

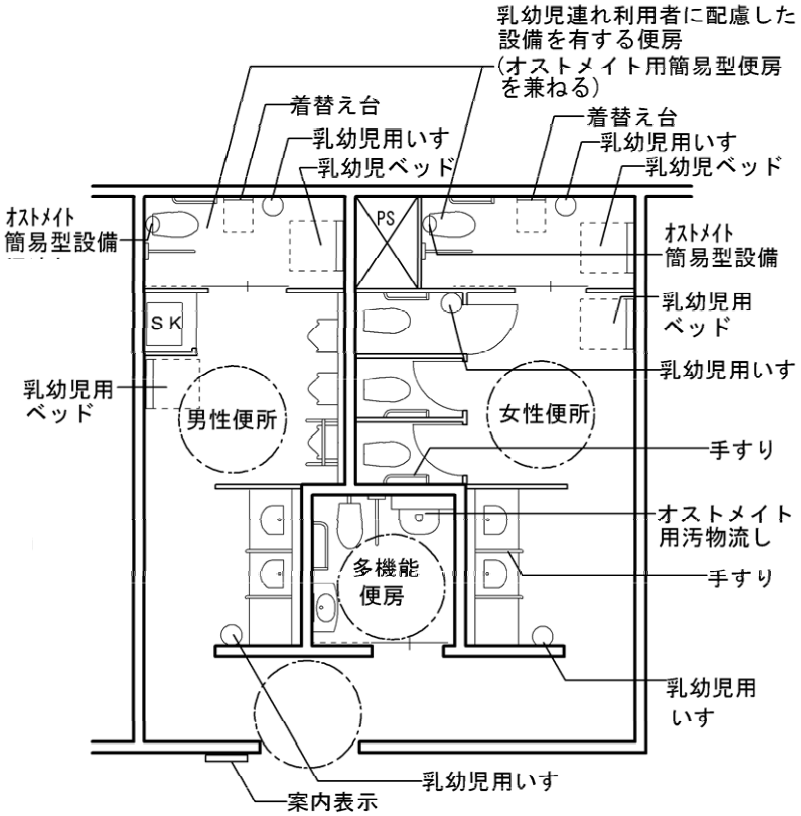

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

P97	車いす乗降場の屋根・庇についてリフト車両対応への記述を充実

〈改訂の概要〉

・車いす使用者用駐車場等の屋根や庇の高さについて加筆する。

・適切な利用を促すための表示方法について加筆する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

屋根や庇

◆車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根または庇を設ける場合は、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。

車いす使用者用である旨の表示方法

◆車いす使用者に分かりやすくするため、また不適正利用を防止するために、標識は目立つものとすることが望ましい。

◆一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとすることが望ましい。

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

■車いす用リフト付き車両の例示

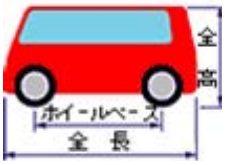	全長	5,380
	全高	2WD　：2,260 4WD　：2,275 福祉タクシー仕様車　：2,280 送迎仕様車：2,285
	ホイール ベース	3,110
	全幅	1,880

出典：TOYOTA ホームページ（http://toyota.jp/welcab/hiace/w_chair/）

P98～	ふくおか・まごころ駐車場制度について記載<コラム>

〈改訂の概要〉・・・

・福岡県で実施している「ふくおか・まごころ駐車場制度」の利用を促進するため、「ふくおか・まごころ駐車場制度」の概要や登録要件などについてコラムの中で情報提供を行う。

〈改訂の内容（案）〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

「ふくおか・まごころ駐車場制度」の概要

・障がい者や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用駐車場などに車をとめ、安全、安心に施設を利用できるようにする制度のこと。下記の要件を満たす駐車場を「ふくおか・まごころ駐車場」として登録している。

・「ふくおか・まごころ駐車場」に登録した駐車場には、目印となるステッカー（A3 サイズ）を掲示することになっている。

・「ふくおか・まごころ駐車場」に登録した駐車場は、対象となる方が運転又は同乗している場合に利用証を掲示することで利用することができる。

・利用証の発行には、申請書の提出と確認書類の提示が必要となる。なお、車いす利用者（車いす常時使用のみ）で自ら運転する方には赤色、身体・知的・精神障がい者、高齢者、難病の方には緑色、妊産婦やけがをしている方にはオレンジ色の利用証を交付している。

「ふくおか・まごころ駐車場」の登録要件

・障がい者等用の駐車場（幅 3,500mm 以上）、もしくは一般の駐車場

■利用証

■目印ステッカー

※駐車場を所有又は管理している方は、「ふくおか・まごころ駐車場」への登録が望まれる。

（駐車場の登録に関する問合せ先：福岡県福祉労働部障害者福祉課社会参加係）

（参考ＵＲＬ：http://www.pref.fukuoka.lg.jp/b03/fukuokamagokorochusyazyou.html）

P103	歩道状公開空地等におけるバリアフリー化整備の考え方を記載〈コラム〉

〈改訂の概要〉

・建築基準法の総合設計や都市計画法の地区計画に定められる歩道状公開空地（公共空地）等については、道路の歩道としての役割や公共歩道との一体的利用などが可能となることから、バリアフリー化整備の考え方を新たに記述する。

〈改訂の内容（案）〉

基本的な考え方

・歩道状公開空地等は、原則として道路の歩道と同様に、有効幅員の確保や滑りにくい路面の仕上げ、歩きやすい勾配の確保などに努める。また、下記の事例のように視覚障がいのある人のための整備環境が整っている場合には、誘導用ブロックを敷設するなどの基準に準じることとする。

①幅員が狭い公共歩道と一体的に歩道状公開空地等を設ける場合

・公共歩道に歩行用空間が確保できないため誘導用ブロック等が敷設できない場合は、歩道状公開空地に誘導用ブロック等を敷設する。また、公共歩道と歩道状公開空地は一体的に利用されることから段差や隙間、蓋のない排水溝などは設けない。

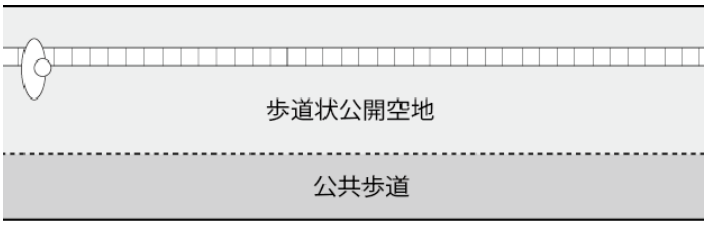

車道

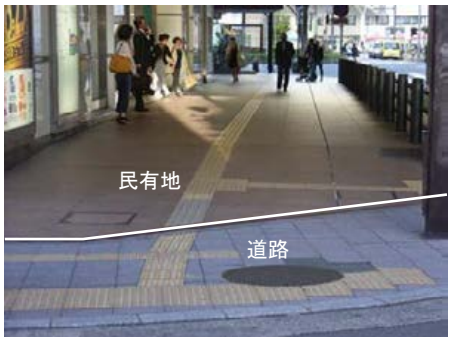

②公共歩道をつなぐように歩道状公開空地等を設ける場合

・公共歩道を繋ぐ公開空地で見通しや明るさなどの歩行安全性が確保されている場合は、誘導用ブロック等を敷設する。

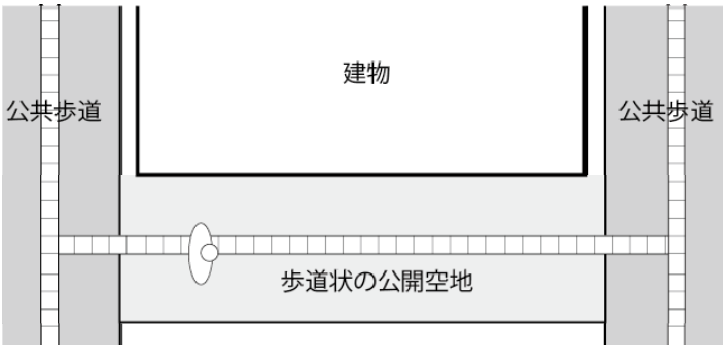

③公共歩道から公共交通施設への経路になっている場合

・公共歩道から鉄道やバス・旅客船ターミナルなどの公共交通機関の施設に、安全で円滑に移動できる経路が確保できる場合は、移動等円滑化された経路を確保し、誘導用ブロック等を敷設する。

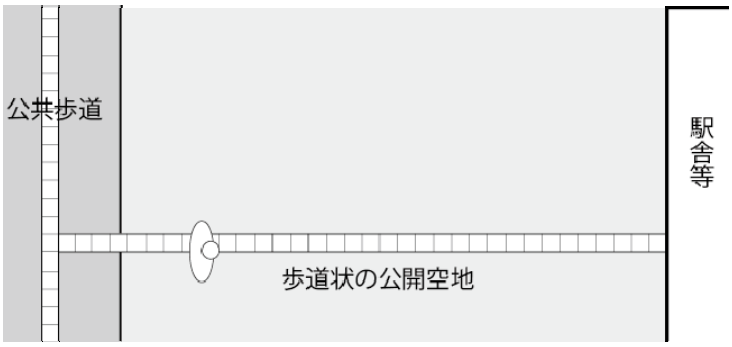

P111	色について周辺床との輝度比に関する記述を補足

〈改訂の概要〉

・視覚障がい者誘導用ブロック等の色に関する問い合わせが多いことから、色の考え方について補足を行う。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

◇視覚障がい者誘導用ブロック等の色は、原則として黄色としている。やむを得ず黄色以外の色を使用する場合は、周辺の床の仕上げと輝度比 2.0 以上を確保する。

出典：福岡市福祉のまちづくり条例質疑応答集

〈輝度と輝度比〉

輝度（cd/m2）

・ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。輝度は輝度計により測定することができる。

輝度比

輝度比＝視覚障がい者誘導用ブロックの輝度（cd/m2）÷舗装路面の輝度（cd/m2）

【輝度比　2.8】

・最も一般的なタイプであり、認識しやすい。

【輝度比　2.3】

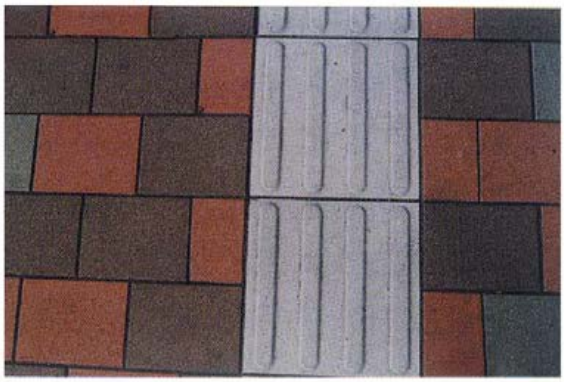

・黄色のブロックは使用していないが、輝度比も大きく認識しやすい。

【輝度比　2.1】

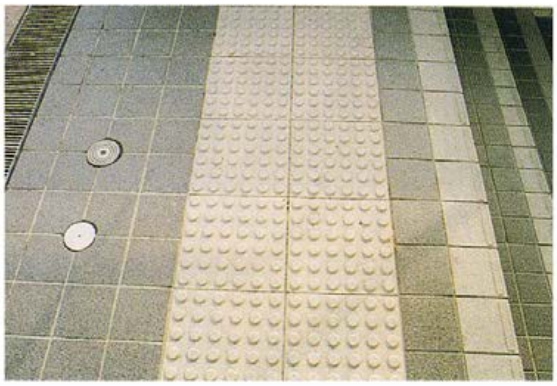

・輝度比は大きいが同系色でまとめているため、景観的にも不自然でなく認識しやすい。

【輝度比　1.3】

・舗装面と同系色のブロックを使用しており、調和はとれるが認識しづらい。

出典：石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施設整備の手引き

P130	「赤ちゃんの駅」との連携について記載<コラム>

<改訂の概要>

・こども未来局で実施している「赤ちゃんの駅」の登録促進のため、「赤ちゃんの駅」の目的や登録要件などについてコラムの中で情報提供を行う。

<改訂の内容（案）>

「赤ちゃんの駅」の事業目的

・乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、授乳やオムツ替えの設備を持った施設のうち、本ガイドラインの「３　事業の内容」に定める基準を満たす施設を「赤ちゃんの駅」として登録する。

・「赤ちゃんの駅」として登録した施設には、目印となるペナント、のぼりもしくはステッカーなどを掲示し、外出中の親子が気軽に授乳やオムツ替えができるような環境づくりに努める。

■ステッカー

■大丸の赤ちゃんの駅

■イムズの赤ちゃんの駅

「赤ちゃんの駅」の要件（提供するサービス等）

・①、②の両方、もしくは一方を提供する。

①授乳の場の提供

・授乳のための場を提供する。

・授乳のための場とは、四方を隔壁で仕切られた部屋、パーテーションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせずに授乳ができる場とする。

・使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。

②オムツ替えの場の提供

・オムツ替えをするための場を提供する。

・使用するスペースは、衛生面に配慮し、定期的に清掃を行う。

・紙オムツなどのごみは利用者が持ち帰る。但し、施設において専用のごみ箱等を用意している場合はこの限りではない。

③ミルク用お湯の提供（ミルク用のお湯を提供する施設のみ）

・ミルク用のお湯は、厚生労働省のガイドライン（平成 19 年 6 月 5 日　食安基発第 0605001 号、食安監発第 0605001 号　厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、監視安全課長）に従い、70℃以上に保ち、沸かしてから 30 分以上放置していないものを提供する。

※福祉のまちづくり条例施行規則及び施設整備マニュアルで定める「授乳スペース」の基準を満足し、上記の内容を満たす施設については、「赤ちゃんの駅」としての登録が望まれる。
（問い合わせ先：福岡市子ども未来局子育て支援部子育て支援課）

P133・147	案内表示について色覚障がい者に配慮した記述を充実

〈改訂の概要〉

・色覚障がい者の特性と案内表示等のあり方について加筆する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

◆色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示等をデザインするにあたっては、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが望ましい。

◆色弱者の見え方は、一般色覚者の見え方とは異なる。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴がある。案内表示等の色使いについては、「図色弱者の色の見え方」の例を参考に背景色、対比させる場合の色の選び方に配慮することが求められる。

◇色で識別する案内表示等では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合などがあるため、案内表示に文字による案内を併記したり、模様や線種の違いを併用する等の配慮を行う。

◇案内表示やボタン等の設備のデザイン・設置の際には、背景色とのコントラストに配慮する必要がある。

■色弱者の色の見え方

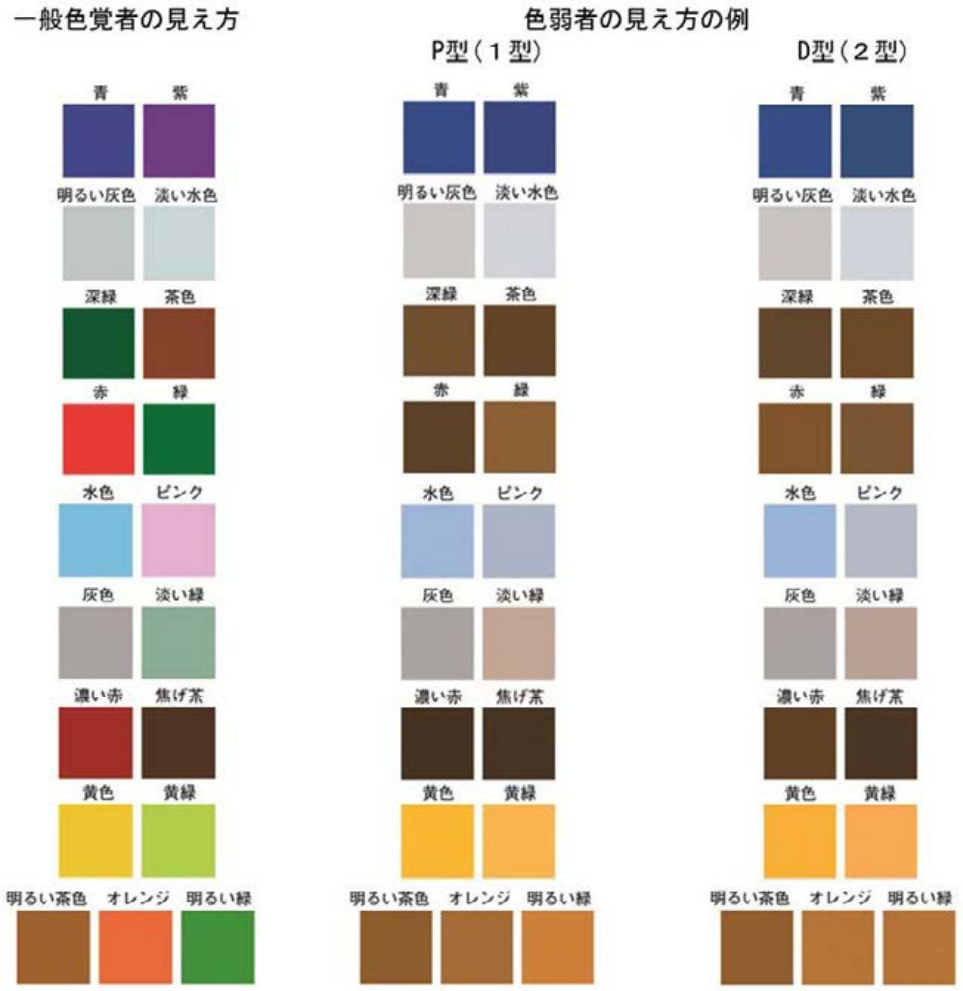

色弱者の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なる。

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

■背景色とのコントラスト等に配慮された案内表示の例示

＜西鉄福岡（天神）駅中央口側の誘導サイン＞

＜福岡市役所１階の誘導サイン＞

＜博多駅の誘導サイン＞

P37・134	案内・誘導などについて視覚・音声情報伝達の記述を充実

〈改訂の概要〉

・案内・誘導などについて、視覚・音声情報伝達のあり方について加筆する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

音声による案内・誘導

◆電波方式、赤外線方式の他に、磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、IC タグや携帯電話の GPS 機能を用いて位置情報を得る方式等もある。

◆役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効である。

◆チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることは分かっても、目的の建築物の出入口であるかどうかが分からないため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効である。

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

P307	床の滑りに関する参考推奨値や配慮事項等の記述を充実<技術的資料>

<改訂の概要>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・国土交通省で「床の滑り抵抗係数（C.S.R)」の推奨値が示されたことから、現在の技術的資料を更新する。

<改訂の内容（案）>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（１）履物着用の場合の滑り

■表―１　履物着用の場合の滑り　日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上
	傾斜路（傾斜角：θ）	C.S.R－sinθ=0.4 以上
	客室の床	C.S.R=0.3 以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会　床工事 WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008 年 6 月））

（２）素足の場合の滑り（※大量の水や石鹸水などがかかる床を想定）

■表－２　素足の場合の滑り　日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床	浴室（大浴場）、プールサイドシャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B =0.6 以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会　床工事 WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008 年 6 月））

・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。

・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。

・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意することが望ましい。

（３）滑りの差

・突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

・金属製の視覚障がい者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用する際には十分配慮することが望ましい。

・グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

(2) 交通機関の施設

P167	複数の主要出入口からのバリアフリー経路確保に関する記述を充実

<改訂の概要>

・大規模な駅など、主要出入口が複数ある場合は、その全ての主要出入口においてバリアフリー経路を確保する必要がある旨を追加する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

<改訂の内容（案）>

考え方

◆旅客移動について最も一般的な経路（主動線）を移動等円滑化するとともに、主動線が利用できない緊急時も勘案し、移動等円滑化された経路を複数確保することが望ましい。

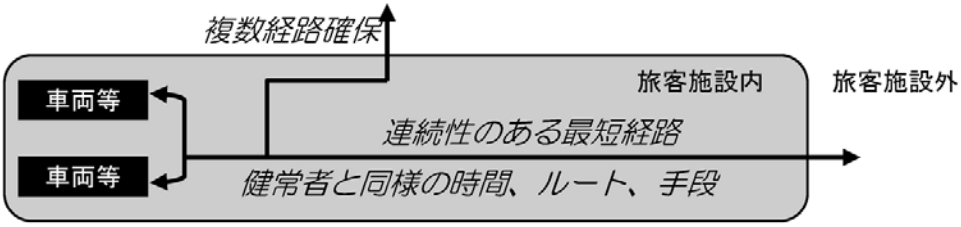

図４　移動経路確保の基本イメージ

移動円滑化された経路

◇線路によって地域が分断されている場合など、離れた位置に複数の出入口があり、それぞれの出入口の利用者数が多く、それぞれの出入口からの経路案内が利用者から期待される場合は、その全ての主要出入口からの移動等円滑化された経路を確保する。

■線路で地域が分断された駅舎の整備例

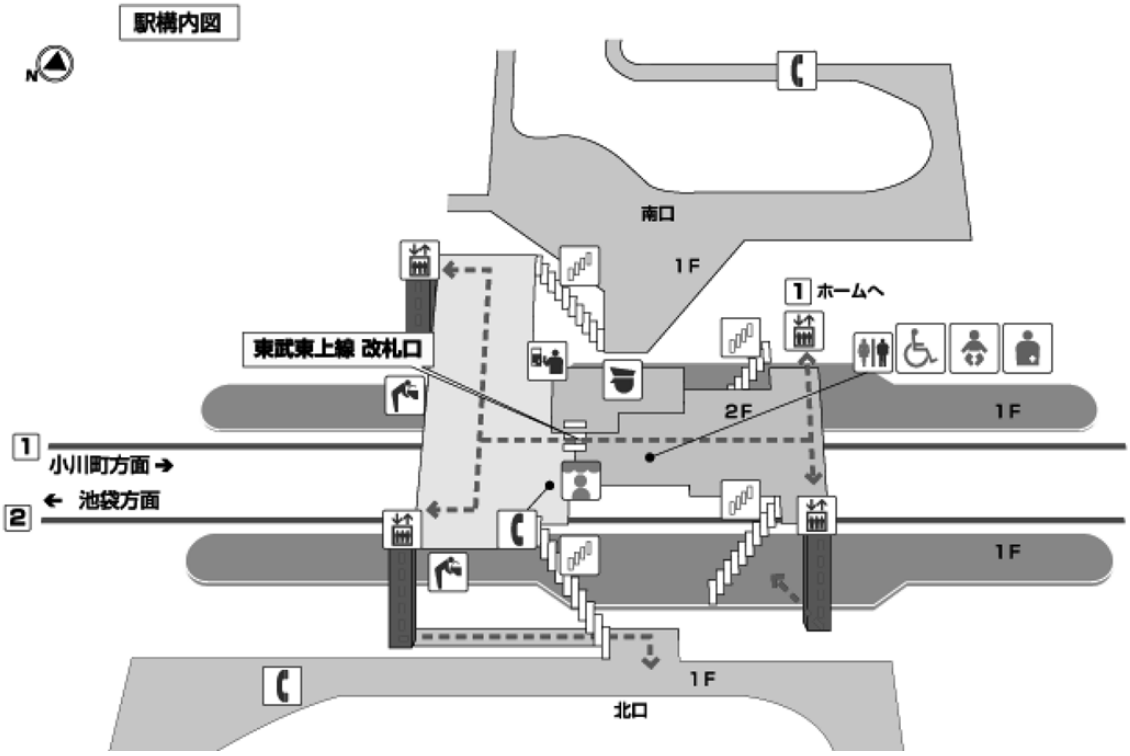

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

P180	かごの大きさについて利用実態に応じた導入に関する記述を充実

〈改訂の概要〉

・旅客施設の利用実態等に応じて 20 人乗り以上のエレベーターの導入が望ましい旨を追加する。

・緊急時の対応に配慮した設備について追加する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

◆利用者の状況や旅客施設の規模、特性などを考慮し、エレベーター利用者が特に多い場合は、20 人乗り以上のエレベーターを導入する。その際、緊急時の対応等に配慮し、可能な箇所には、ストレッチャーを乗せることができる、奥行き（概ね 200cm 以上）のあるエレベーターを導入することが望ましい。

※ストレッチャーの一般的な大きさは全長 190 ㎝程度、全幅 60 ㎝程度。

11 人乗 EV
（整備基準）

■エレベーターのかごおよび昇降路寸法　JIS A 4301-1983

mm

用途	記号	積載荷重 (kg)	最大定員 (人)	かごの内のり寸法 A (間口)	かごの内のり寸法 B (奥行)	かごの内のり寸法 C (高さ)	昇降路の最小寸法 X (間口)	昇降路の最小寸法 Y (奥行)	有効出入口寸法 W (幅)	有効出入口寸法 H (高さ)	参考 適用速度 (m/min)
一般乗用	P－6－CO	450	6	1400	850	2300	1800(1)	1500(1)	800	2100	45，60
	P－9－CO	600	9		1100		1800(2)	1750(2)			45～105
	P－11－CO	750	11		1350			2000(2)			
	P－13－CO	900	13	1600			2150(3)	2150(3)	900		45～180
	P－15－CO	1000	15	1600	1500		2150(3)	2300(3)	900		
				1800	1300		2350(3)	2100(3)	1000		
	P－17－CO	1150	17	1800	1500		2350(3)	2300(3)	1000		105～300
				2000	1350		2550(3)	2150(3)	1100		
	P－20－CO	1350	20	1800	1700		2350(3)	2550(3)	1000		
				2000	1500		2550(3)	2300(3)	1100		
	P－24－CO	1600	24	2000	1750		2550(3)	2650(3)	1100		
				2150	1600		2700(3)	2450(3)			
住宅用	R－6－2S	450	6	1050	1150	2200	1550(1)	1700(1)	800	2000	45，60
	R－9－2S	600	9		1520		1550(2)	2100(2)			45～90
	RT－9－2S	600	9		1520+480			2350(2)			
寝台用	B－750－2S	750	11	1300	2300	2300	2050	2900	1100	2100	30～60
	B－1000－2S	1000	15	1500	2500		2300	3100	1200		
非常用	E－13－CO	900	13	1600	1350	2200	2250(3)	2250(3)	900	2100(4)	60以上
	E－17－CO(5)	1150	17	1800	1500	2300	2400(3)	2400(3)	1000	2100	

20 人乗 EV

注（1）柔構造ビルの場合は，50mmを加えた数値とする。
（2）定格速度90m/min以上105m/min以下の場合と柔構造ビルの場合は，それぞれ50mmを加えた数値とする。
（3）定格速度105m/minを超え300m/min以下の場合と柔構造ビルの場合は，それぞれ100mmを加えた数値とする。
（4）共同住宅用建築物に設ける場合は，2000とすることができる。
（5）業務設置の非常用エレベーターとしての最小値である。

備　考　1．上表の昇降路の最小寸法は，剛構造の場合を示す。
2．エレベーターが2台以上並ぶ場合の昇降路の間口寸法は，次式による。
昇降路の間口寸法(mm)＝nX＋(n－1)×150
ここに，n：エレベーターの並ぶ台数
X：1台のエレベーターの昇降路の間口最小寸法（mm）で上表による。

図版出典：三菱電機

◆聴覚障がい者も含めた緊急時の対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい。

・かごの内部が確認できるカメラを設ける。

・外部から内部を確認する映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設置する。

・故障が検知された場合は、故障したことが伝わるよう、自動的にかご内にその旨の表示を行うか、かご内に外部に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。

・かご内に、緊急時に聴覚障がい者が外部と連絡を取ることが可能な（緊急連絡を必要としている者が聴覚障がい者であることが判別できる）ボタンを設置する。

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

P192～	利用実態に応じた複数の多機能便房の整備について記載

〈改訂の概要〉

・複数の方面からバリアフリー経路が確保されている場合に、利用実態等に応じてバリアフリー経路の方面毎に多機能トイレを整備する必要がある旨の記載を追加する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

配置

◇複数の方面から移動等円滑化された経路が確保されている場合は、多機能トイレの利用状況を見極め、必要に応じて、移動等円滑化された経路の方面ごとに、高齢者、障がい者等が利用しやすい場所に多機能トイレを男女別にそれぞれ１以上設置する。男女別に設置する場合でも、異性介助の際に入りやすい位置（一般トイレ入口付近等）に設置する。また、男女別に設置することが難しい場合は、男女共用のものを１以上設置する。

■移動等円滑化された経路を方面毎に設置した例

■トイレの配置の例示

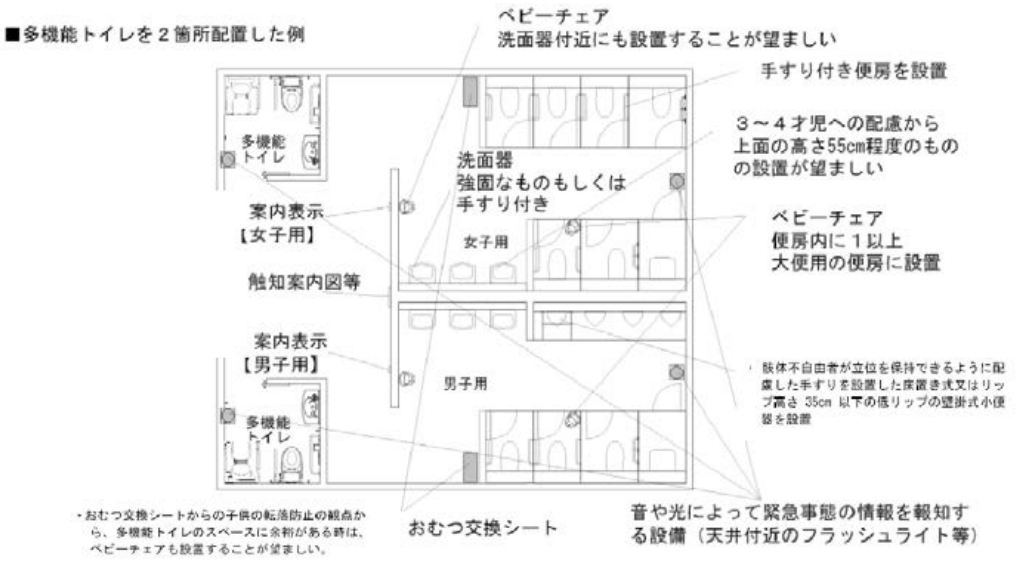

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

P192～	多機能便房からの機能分散を促す考え方の記述を充実

〈改訂の概要〉

・多機能トイレの利用の集中に対して分散化を図る観点から、多機能トイレの他に、乳幼児連れ、車いす使用者、オストメイト等に配慮した簡易多機能便房や簡易型機能を備えた一般便房の整備について記載を追加する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

考え方

・多機能トイレの普及により障がい者等の社会参加が促進される一方で、1つのトイレにおいて複数の多機能トイレを設置することは困難であるという問題がある。また、ユニバーサルデザインの思想が浸透するに伴い、多機能トイレはあるが使う人がいっぱいで使えない等、多くの障がい者等が多機能トイレを必要とするものの絶対数が不足している等の問題も生じている。そのような課題に対応するため、多機能トイレを設置した上で、一般トイレにおいても簡易型多機能便房の設置を推奨する。

配置

◇多機能トイレの利用状況を見極め、必要に応じて、男子用トイレ、女子用トイレのそれぞれに1以上の、乳幼児連れ、車いす使用者、オストメイトに配慮した簡易型多機能便房を設置する。

◆多機能トイレや簡易型多機能便房の整備のほか、更なる機能分散を図る観点から、ベビーチェアやオストメイト設備などの簡易型機能を備えた一般便房を設置することが望ましい。

◆車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れに配慮した便房等の、個別機能を備えた専用便房を男女別にそれぞれ1以上設置することが望ましい。

簡易型多機能便房（※一部抜粋）

◇簡易型多機能便房は、小型の手動車いす（全長約85cm、全幅約60cmを想定）で利用可能なスペースを確保する。

◆新設の場合等でスペースが十分取れる場合は、標準型の手動車いす（全長約120cm、全幅約70cmを想定）で利用が可能なスペースを確保することが望ましい。また、簡易型多機能便房に通ずるトイレ内通路には車いすの転回スペースを確保することが望ましい。

◇簡易型多機能便房には、腰掛式便器を設置する。便器の形状は、車いすのフットサポートがあたることで使用時の障がいになりにくいものとする。

◇オストメイトのパウチ等の洗浄ができる洗浄装置を設置する。

◆状況に応じ、乳幼児連れ利用者が、本人の排せつだけでなく、乳幼児のおむつ交換や排せつ対応等が可能なスペース、及びベビーチェア、おむつ交換シート等の乳幼児向け設備を備えた便房とすることが望ましい。

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

■簡易型多機能便房の例示

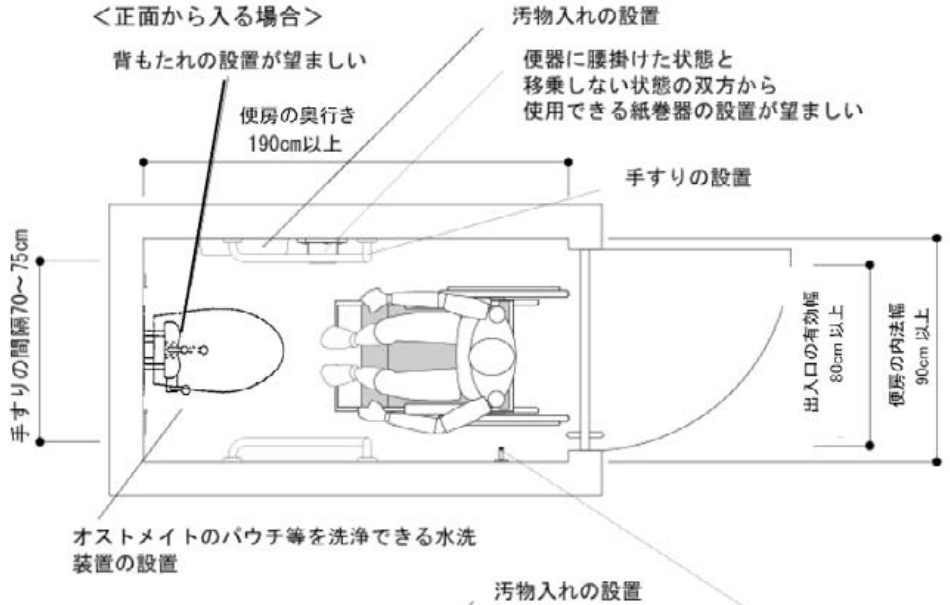

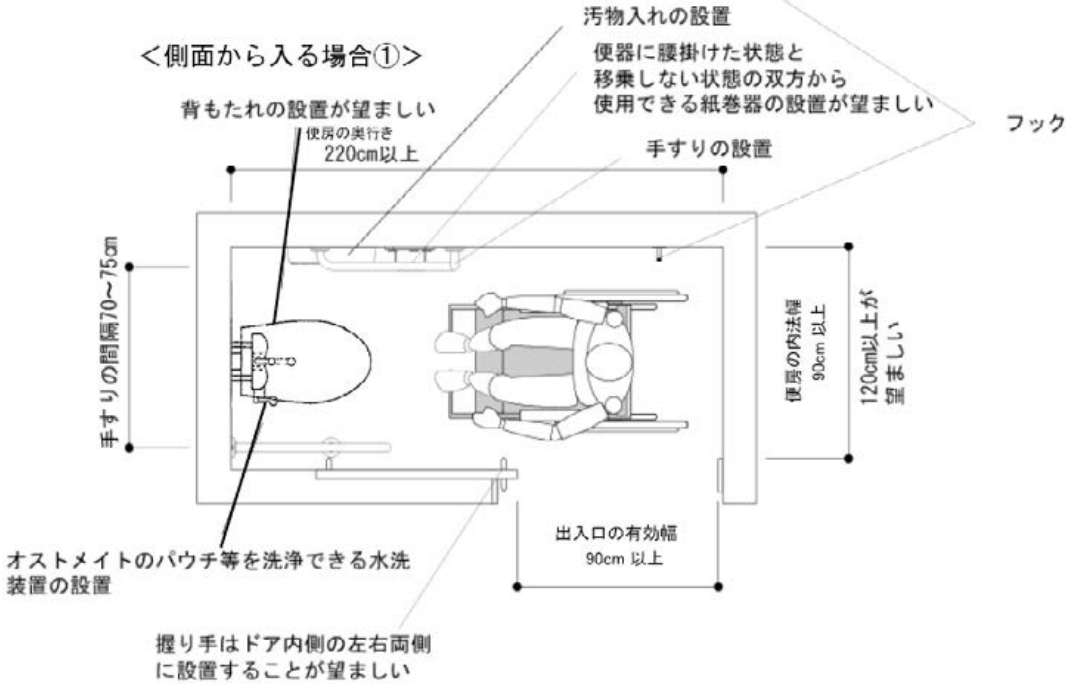

■多機能トイレを１箇所及び
簡易型多機能便房を男女別に配置した例

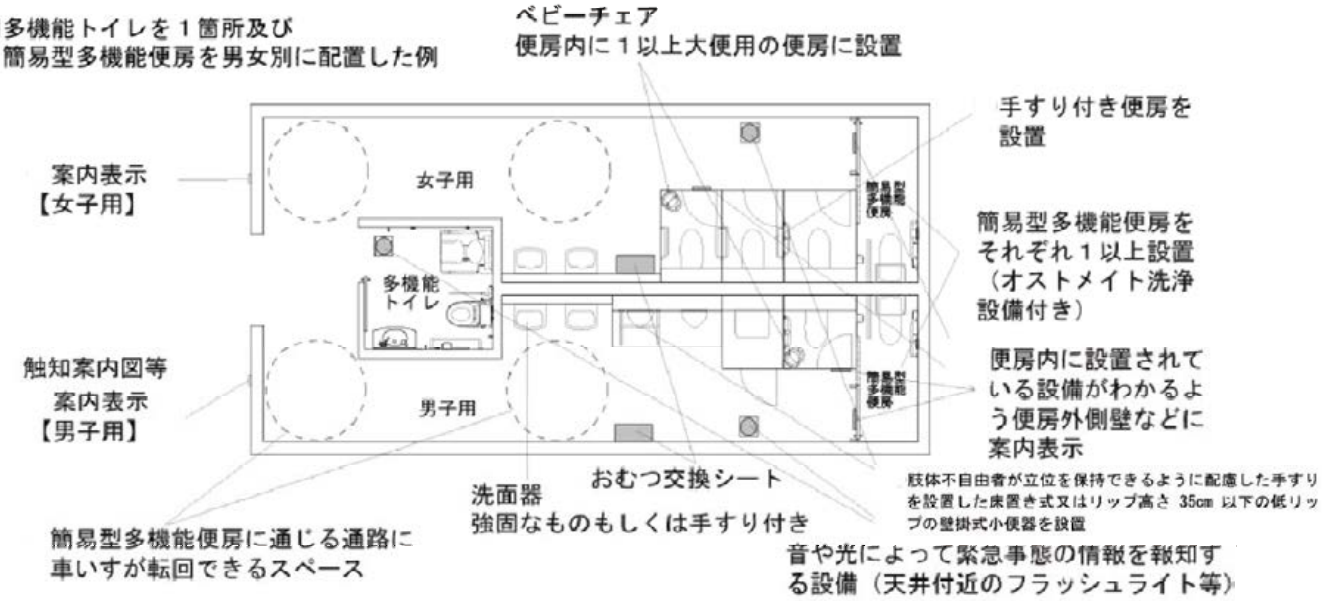

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

〈一般便所への機能分散の例示〉※コラム

設計上の配慮事項

・一般トイレ内は、キャリーケースなどの大型の荷物を持った旅客の利用、すれ違いを考慮し、通路やブースをゆとりがある計画としている。

・ブース内を広くしているため、標準サイズの手動車いす使用者であれば利用することができる。

・トイレエリアに多機能トイレが１箇所の場合には、一般トイレ内にオストメイト器具のあるブースを設け、付近にベビールームが無いトイレには一般トイレ内にベビーベッドを設けた。

・一般トイレすべてのブースに手すりを設置した。なお、１箇所のトイレ内に必ず右勝手、左勝手があるように計画している。

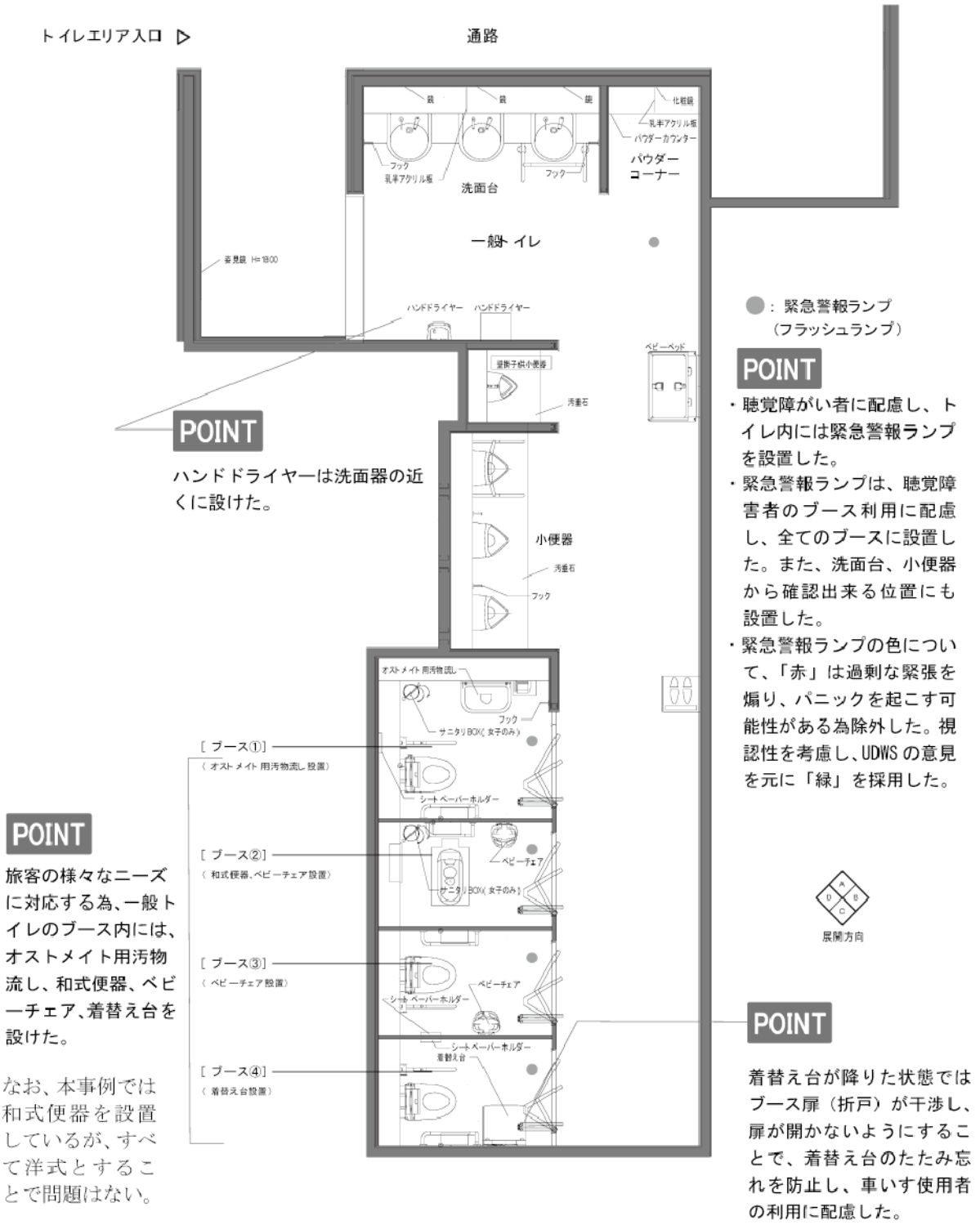

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

〈地下鉄空港線室見駅のトイレ〉

みんなのトイレ（身障者用施設、オストメイト対応施設など）

男性トイレ内の大便器

P199～	ホーム柵などに対応した視覚障がい者誘導用ブロックの敷設の記述を充実

〈改訂の概要〉

・国土交通省の調査結果から、可動式ホーム柵及び固定式ホーム柵開口部、階段の踊り場、傾斜路等におけるブロックの敷設方法に関する記載を追加する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

点状ブロックの敷設位置（ホームドア、内方線などに関する記述が追加された）

○点状ブロックは、視覚障がい者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路のそれぞれの位置に敷設する。

◇点状ブロックは、上記のほか、出入口（戸がある場合）、触知案内図等の前、券売機その他の乗車券等販売所の前、エレベーターの前、待合所・案内所の出入口（戸がある場合）、ホームドア、可動式ホーム柵及び固定式ホーム柵の開口部、ホームの縁端付近及び線状ブロックの分岐位置・屈曲位置・停止位置の、それぞれの位置に敷設する。

◇ホーム縁端を警告する点状ブロックには、ホームの内方を表示する線状突起（内方線）を 1 本追加する。

階段

◇踊り場の長さが 3.0mを超える場合、踊り場の開始部分及び終了部分において、階段の段から 30cm 程度離れた箇所に奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。

◇階段の方向が 180 度折り返しているなど、方向が変わる踊り場では、踊り場の開始部分及び終了部分において、階段の段から 30cm 離れた箇所に奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。

傾斜路

◇路の始終端部から 30cm 程度離れた箇所に奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。

◇傾斜路の方向が 180 度折り返しているなど、方向が変わる踊り場では、踊り場の開始部分及び終了部分において、傾斜路の始終端部から 30cm 程度離れた箇所に奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。

■階段のブロック敷設の例示

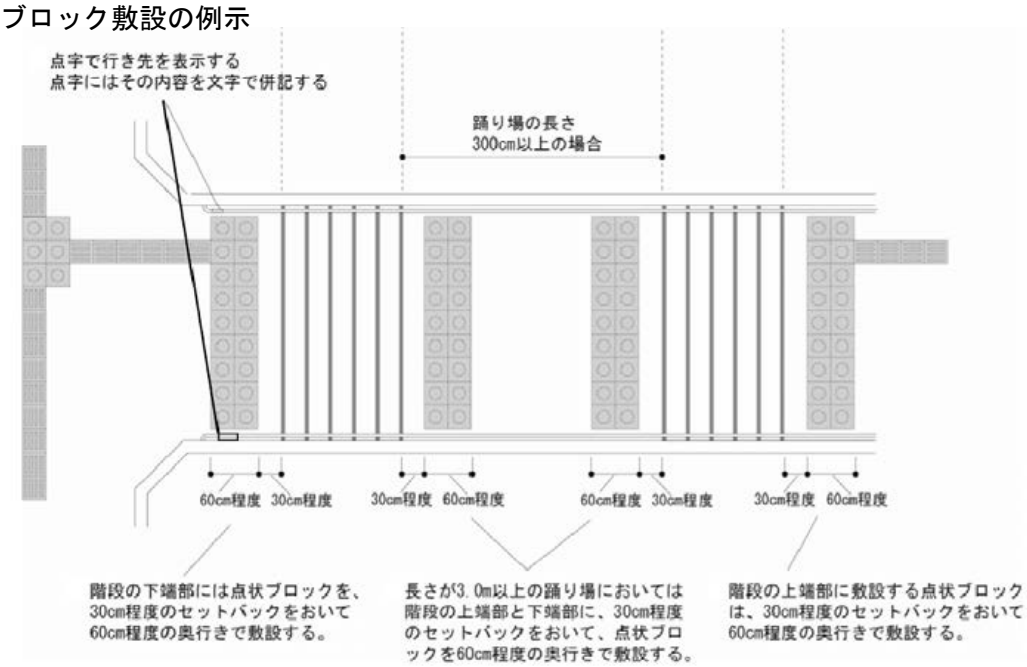

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

■可動式ホーム柵・ホームドアがある場合の開口部のブロック敷設の例示

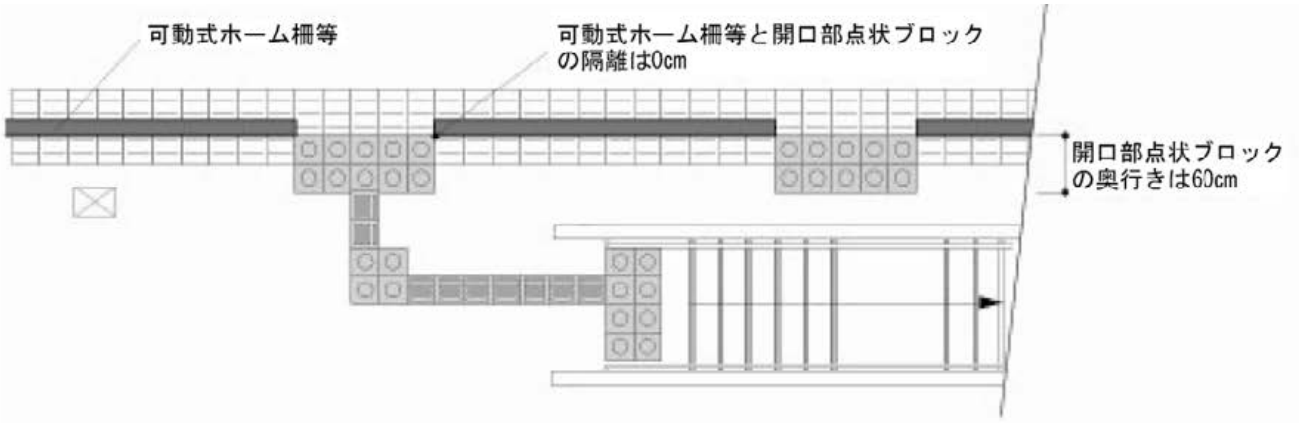

視覚障碍者の利便性を考慮し、幅員が狭いなど構造上支障がない場合には、
長軸方向線状ブロックを敷設することが有効である

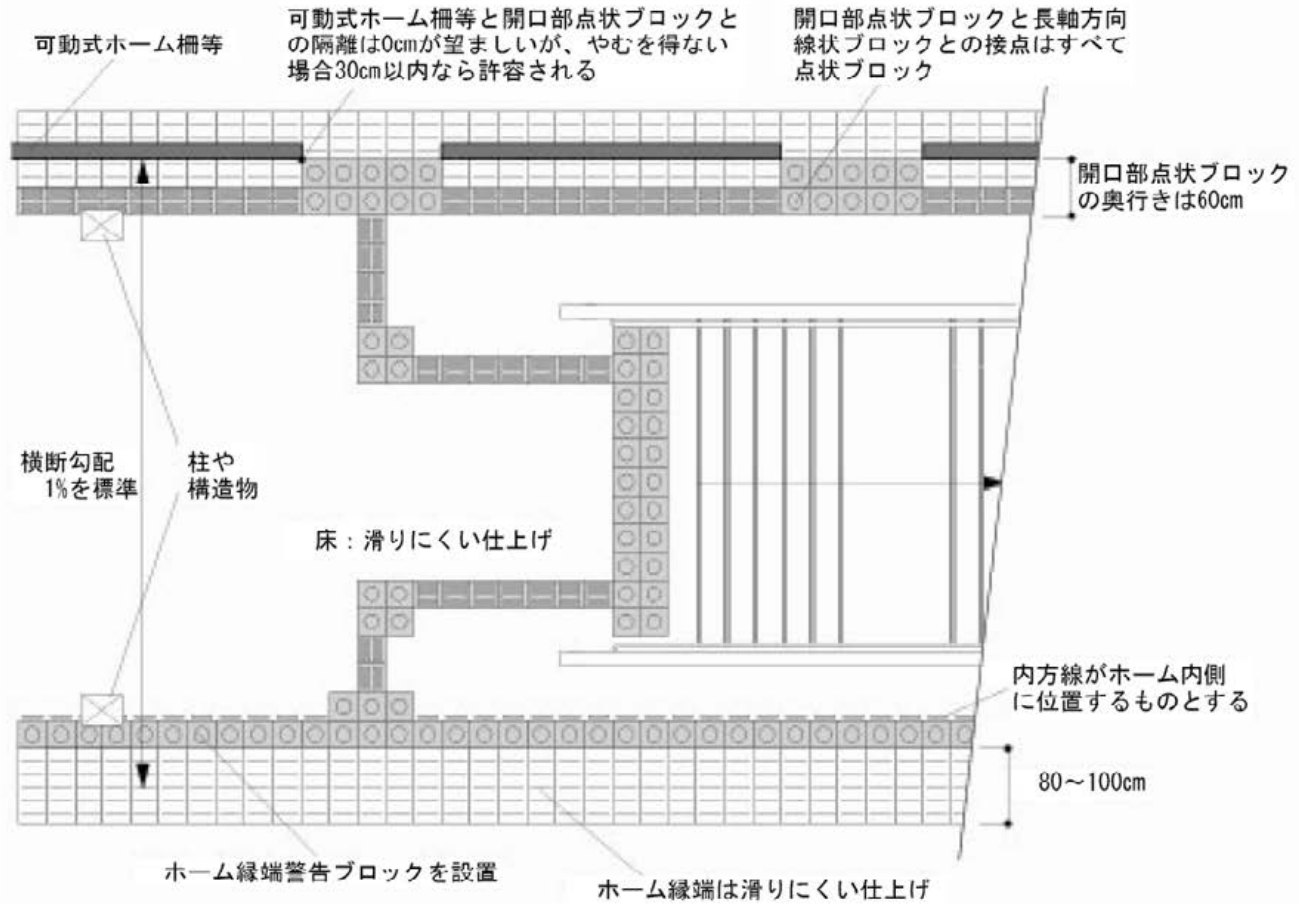

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

■内方線付き点状ブロック

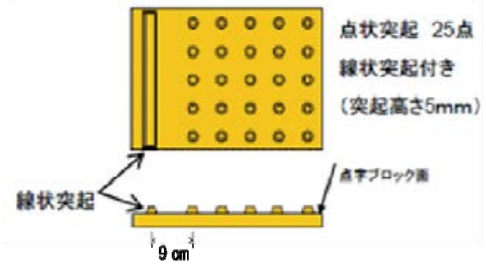

ホーム縁端警告ブロックにおける点状突起の数は縦５個以上 × 横５個以上とする。
点状突起の寸法及び配列、内方線の寸法については、JIS T9251 に準ずる。

■地下鉄薬院大通駅のホームドア周辺

～P205	音声・音響案内の考え方や配慮事項の記述を充実〈コラム〉

〈改訂の概要〉

・施設整備マニュアルに音案内のガイドラインを掲載しているが、「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」で音案内の基本的な考え方や整備する上での留意事項等に関する記載が追加されたため、それらを踏まえて記載を追加する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

車両等の運行に関する案内

◇車両等の発車番線、発車時刻、行先、経由、到着、通過等のアナウンスは、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。

◇同一のプラットホーム上では異なる音声等で番線の違いがわかるようにする。

鉄軌道駅の改札口

◇改札口の位置を知らせるための音響案内装置を設置する。ただし、乗換専用改札口はこの限りではない。

◇有人改札口が併設されている場合には、有人改札口に音響案内装置を設置する。

エスカレーター

○エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置する。

◇なお、音声案内装置の設置にあたっては、進入可能なエスカレーターの乗り口端部に設置し、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。

トイレ

◇視覚障がい者誘導用ブロックによって誘導されたトイレ出入口付近壁面において、男女別を知らせる音声案内装置を設置する。

鉄軌道駅のプラットホーム上の階段

◇ホーム上にある出口へ通ずる階段位置を知らせるため、階段始端部の上部に音響案内装置を設置する。ただし、ホーム隙間警告音、列車接近の警告音などとの混同、隣接ホームの音源位置との錯誤によって危険が避けられない場合は、この限りではない。

◇音響案内を行うスピーカーの設置にあたっては、空間特性・周辺騒音に応じて、設置位置、音質、音量、ホーム長軸方向への狭指向性等を十分に配慮し設置する。

地下鉄の地上出入口

◆地下駅の１以上の地上出入口において、その位置を知らせる音響案内装置を設置することが望ましい。その際、設置場所及び音量等については、駅の立地特性、周辺状況を踏まえる必要がある。なお、出入口が階段始端部となる場合には、階段区間への設置を避け、階段始端の平坦部の上部に設置する。

音響計画

◆指向性スピーカー等の活用により、音声・音響案内の干渉・錯綜を避けた音響計画を実施することが望ましい。

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

新規	バス・旅客船・航空旅客ターミナルに関する個別の記述を追加

〈改訂の概要〉

・高齢者、障がい者等を含むすべての人が安全に安心してバスや旅客船、航空機に円滑に乗降できる構造について記載を追加する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

（１）バスターミナル（一部抜粋）

①バスターミナルの乗降場

○乗降場は車いす使用者がバス車両に円滑に乗降できる構造のものとする。

段

◇乗降場と通路との間に高低差がある場合は、傾斜路を設置する。

◇路の勾配は、屋内では 1/12 以下とし、屋外では 1/20 以下とする。

◆屋内においても 1/20 以下とすることが望ましい。

幅

◇乗降場の有効幅は 180cm 以上とする。

仕上げ

○乗降場の床の表面は、滑りにくい仕上げとする。

上屋

◆防風及び雨天を考慮し、上屋を設けることが望ましい。

進入防止装置

○乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（バス車両用場所）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設ける。

横断歩道

◇乗降場に行くために誘導車路を横切る必要がある場合は横断歩道等を設け、歩行の安全に配慮する。

運行情報の案内

◆乗り場ごとに、行き先などの運行情報を点字・音声で表示するとともにロービジョン者に配慮した大きさや配色の文字で表示することが望ましい。

時刻表

◆乗降場の時刻表（バスターミナル以外のバス停のものを含む。）には、ノンステップバス等の運行時間を分かりやすく表示することが望ましい。

■藤崎ターミナルのバス乗降場所

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

（２）旅客船ターミナル（一部抜粋）

①乗降用設備

乗船ゲートの幅

○車いす使用者の動作の余裕を見込み、有効幅は 90cm 以上とする。

②桟橋・岸壁と連絡橋

考え方

・すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう、連続性のある移動動線の確保に努めることが必要。この経路のバリアフリー化にあたっては、潮の干満があること、屋外であること等の理由から特別の配慮が必要。

床

○桟橋、岸壁や連絡橋の床は滑りにくい仕上げとする。

段差

○車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。

○連絡橋と浮桟橋の間の摺動部（桟橋・岸壁と連絡橋の取り合い部等をいう。）に構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ（補助板）等を設置する。

○段を設けない。

◇摺動部は安全に配慮した構造とする。

◇フラップの端部とそれ以外の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により摺動部を容易に識別できるものとする。

◆フラップの端部の厚みを可能な限り平坦に近づけることとし、面取りをするなど、車椅子使用者が容易に通過できる構造とすることが望ましい。

手すり

○連絡橋等の乗降用設備には、手すりを設置する。

◇手すりは両側に設置する。

◇高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり（例えば２段手すり等）とする。

視覚障がい者誘導用ブロック

○通路等で公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。ただし、視覚障がい者の誘導を行うものが常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。

◇ターミナルビルを出て、タラップその他のすべての乗降用施設に至る経路に敷設する。ただし、連絡橋、浮桟橋等において波浪による影響により旅客が転落するおそれのある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分については、敷設しない。

◇岸壁・桟橋（浮桟橋を除く）の連絡橋への入口部分には点状ブロックを敷設する。

転落防止設備

○視覚障がい者が水面等へ転落する恐れがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設ける。

ひさし

◆経路上には、風雨雪及び日射を防ぐための屋根またはひさしを設置することが望ましい。

■姪浜渡船場の乗降場所

③タラップ

表面

○滑りにくい仕上げとする。

幅

○有効幅は 90cm 以上とする。

段

○車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。

○桟橋・岸壁とタラップ、タラップと舷門（船舶）の間の摺動部に、構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ（補助板）等を設置する。

○段を設けない。

◇摺動部は安全に配慮した構造とする。

◇フラップの端部とそれ以外の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により摺動部を容易に識別できるものとする。

◆フラップの端部の厚みを可能な限り平坦に近づけることとし、面取りをするなど、車椅子使用者が容易に通過できる構造とすることが望ましい。

手すり

○タラップには、手すりを設置する。

視覚障がい者誘導用ブロック

○通路その他これに類するものであって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。

◇ターミナルビルを出て、タラップその他のすべての乗降用施設に至る経路に、敷設する。ただし、連絡橋、浮桟橋等において波浪による影響により旅客が転落するおそれのある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分については、敷設しない。

転落防止設備

○視覚障がい者が水面等へ転落する恐れがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設ける。

出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

■博多ふ頭第１ターミナルの乗降場所

④ボーディングブリッジ

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

床の表面

○ボーディングブリッジの床は滑りにくい仕上げとする。

幅

○乗降口及び通路は、有効幅は 90 ㎝以上とする。

◆車いす使用者を含めた旅客の円滑な流動を確保するため、人と車いす使用者がすれ違うことができる有効幅又は場所を確保することが望ましい。

段

○車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものとであること。

○桟橋・岸壁とボーディングブリッジ、ボーディングブリッジと舷門（船舶）の間の摺動部に構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ（補助板）等を設置する。

○段を設けない。

◇摺動部は安全に配慮した構造とする。

◇フラップの端部とそれ以外の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により摺動部を容易に識別できるものとする。

◆フラップの端部の厚みを可能な限り平坦に近づけることとし、面取りをするなど、車椅子使用者が容易に通過できる構造とすることが望ましい。

手すり

○ボーディングブリッジには、手すりを設ける。

視覚障がい者誘導用ブロック

○通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設する。ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。

◇傾斜部の始終端部から 30cm 程度離れた箇所に、点状ブロックを敷設する。

転落防止設備

○視覚障がい者が水面等へ転落する恐れがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設ける。

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

（３）航空旅客ターミナル（一部抜粋）

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

①航空旅客保安検査場の通路

○門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車いす使用者その他の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けなければならない。

通路の幅

○上記（車いす使用者その他の者が通行する）通路の有効幅は 90 ㎝以上とする。

案内表示

◇金属探知機に反応する車いす使用者、医療器具等の使用者、妊産婦等が金属探知機を通過しなくてすむ旨の案内表示をする。

保安検査場における聴覚障がい者の案内

○筆談用のメモなどを準備し、聴覚障がい者とのコミュニケーションに配慮する。

○この場合においては、当該設備を保有している旨を保安検査場に表示し、聴覚障がい者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。

◇筆談用具がある旨の表示については、職員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。

■福岡空港（左：幅の広い優先出発口、右：門型を通れない人のための通路）

②航空旅客搭乗橋

幅

○有効幅は 90 ㎝以上とする。

勾配

○渡り板部分を除き、1/12 以下とする。

○滑りにくい仕上げとする。

◇渡り板部分についても、移動等円滑化に配慮し、可能な限り勾配を緩やかにする。

手すり

○可動部分等を除き、手すりを設置する。

○伸縮部の渡り板部分には手すりを設置する。

視覚障がい者誘導用ブロック

○旅客搭乗橋については、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

渡り板

○旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を 1 以上備える。

◇渡り板の表面は滑りにくい仕上げとする。

■搭乗橋内部

■搭乗橋と飛行機を連結する「渡り板」

③航空旅客搭乗改札口

幅

○各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち 1 以上は、有効幅 80 ㎝以上とする。

■幅の広い改札口（福岡空港）

出典：公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン

余白

(3) 道路

P225	原則セミフラット型の説明に関する記述の充実

<改訂の概要>

・歩道の波打ちをセミフラット型で解消したパターンを記載する。

・マウントアップ形式で整備した歩道において、車両乗入れ部や横断歩道との接続部が近接する場合、その箇所ごとに歩道の高さを切り下げる必要があり、このような場合に生じる高低差がある「波打ち歩道」を解消するため、セミフラット形式を標準とする。

<改訂の内容（案）>

■セミフラット型で波打ちを解消した例

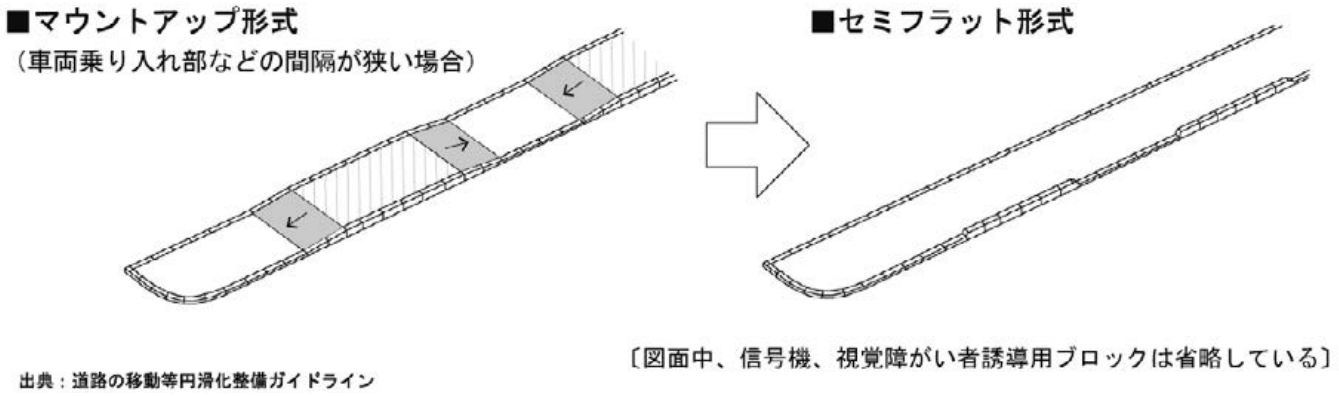

P227～	歩道と車道（歩行部）の段差の図版を充実

〈改訂の概要〉・・・

・施設整備マニュアルで掲載している図版をベースに、既存道路の改修など多様な歩道の整備のパターンを例示する。

〈改訂の内容（案）〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

■端部構造

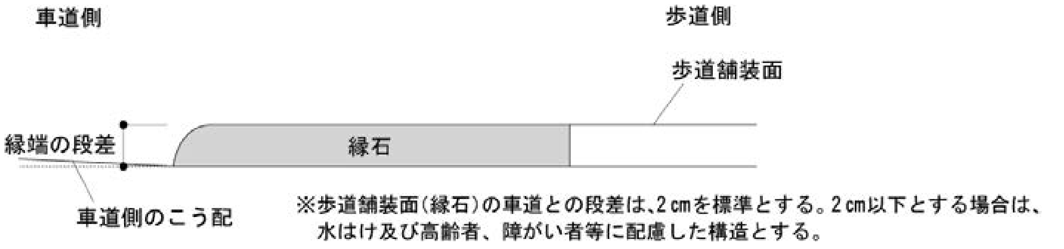

セミフラット形式の場合

＜交差点以外に横断歩道がある場合においてすりつけがある場合＞

※整備のポイント

・横断歩道を利用する人の待機場所の確保を図ること。

・歩道を直進する人に配慮し、横断勾配の変化が少ない構造とすること。

■歩道全幅員ですりつける場合の構造

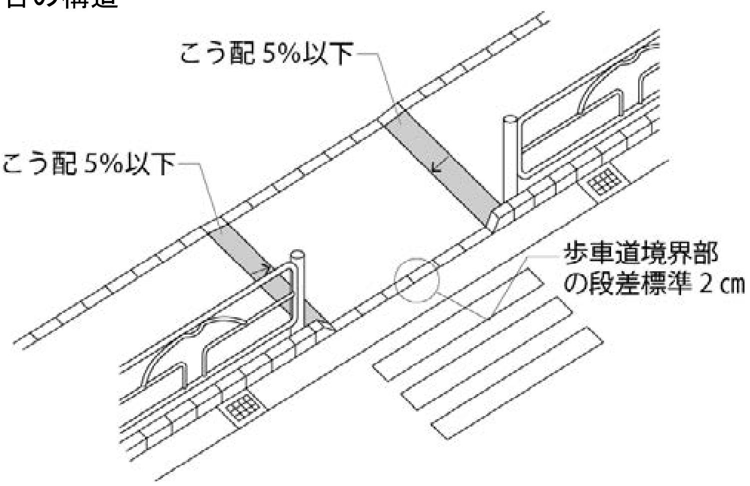

■部分的にすりつける場合の構造

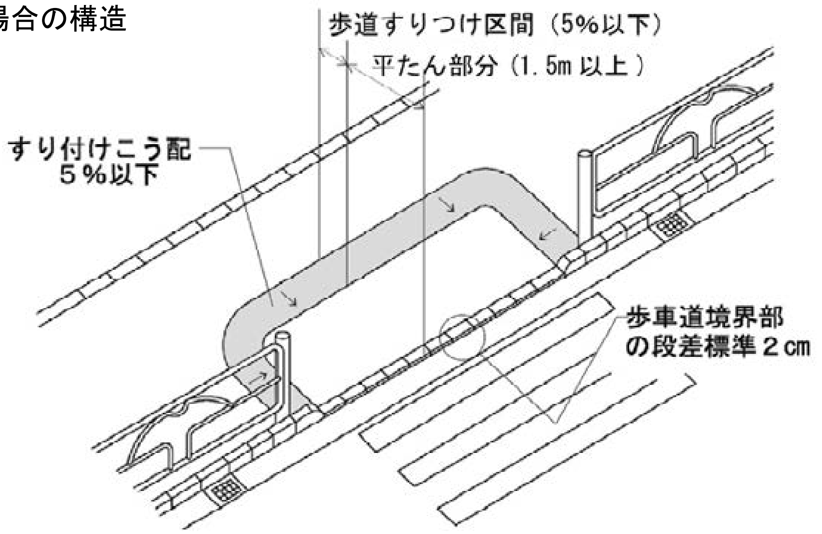

3-2

マウントアップ形式などの場合

＜歩道の段差改良工夫例（参考図）＞

■交差点以外に横断歩道がある場合における構造

※整備のポイント

・横断歩道を利用する人の待機場所の確保を図ること。

・歩道を直進する人に配慮し、横断勾配の変化が少ない構造とすること。

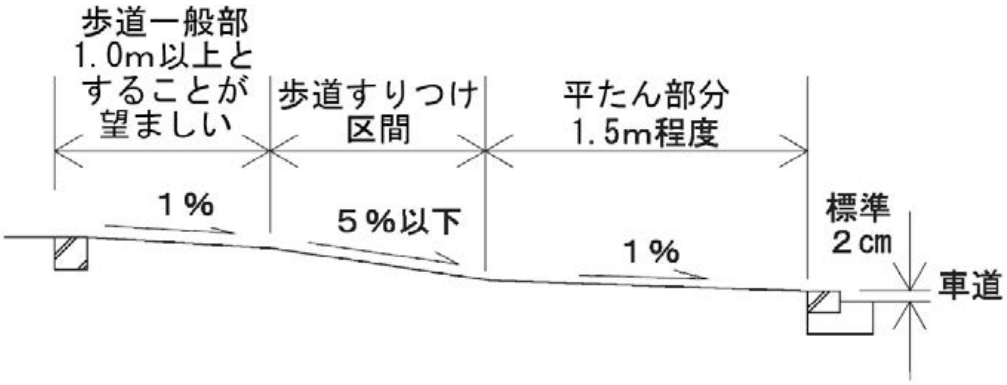

■歩道全幅員ですりつける場合の構造

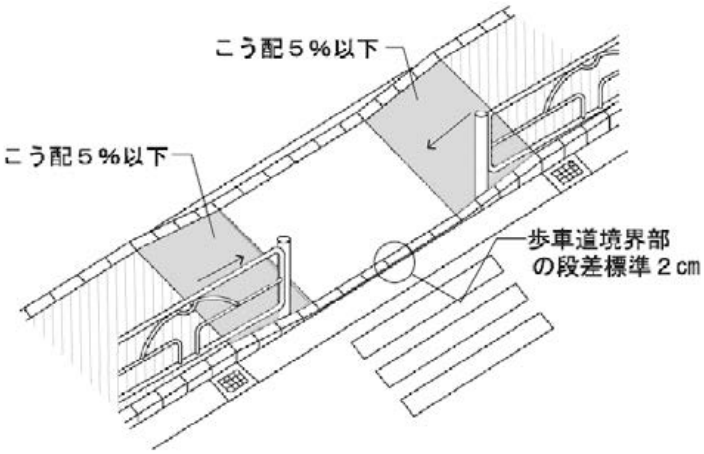

■部分的にすりつける場合の構造

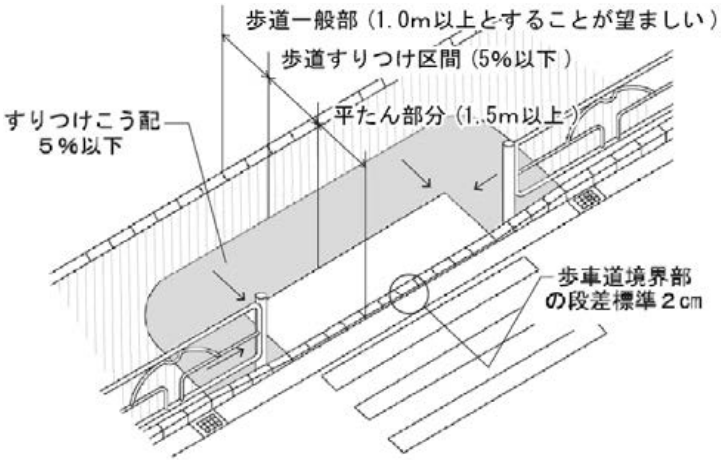

出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

■近接する横断歩道付近で歩道の波打ちを解消したイメージ

※整備ポイント

・切り下げ部が近接する場合は、歩道を直進する方向へ配慮し、横断勾配の変化が少ない構造とすること。

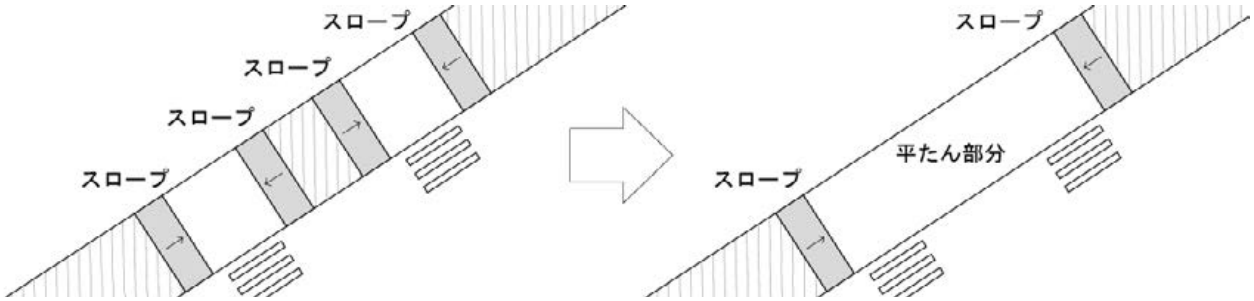

＜交差点に横断歩道がある場合における構造＞

※整備のポイント

・横断歩道を利用する人の待機場所の確保を図ること。

・通行する人に配慮し、横断勾配の変化が少ない構造とすること。

■歩道全幅員ですりつける場合の構造

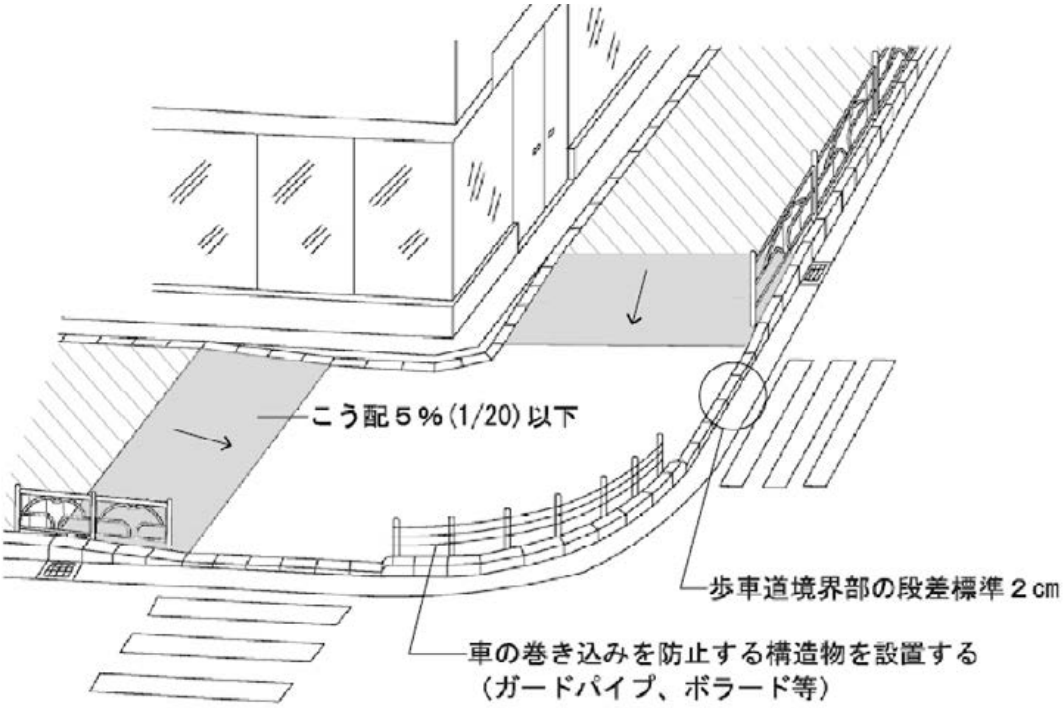

■部分的にすりつける場合の構造

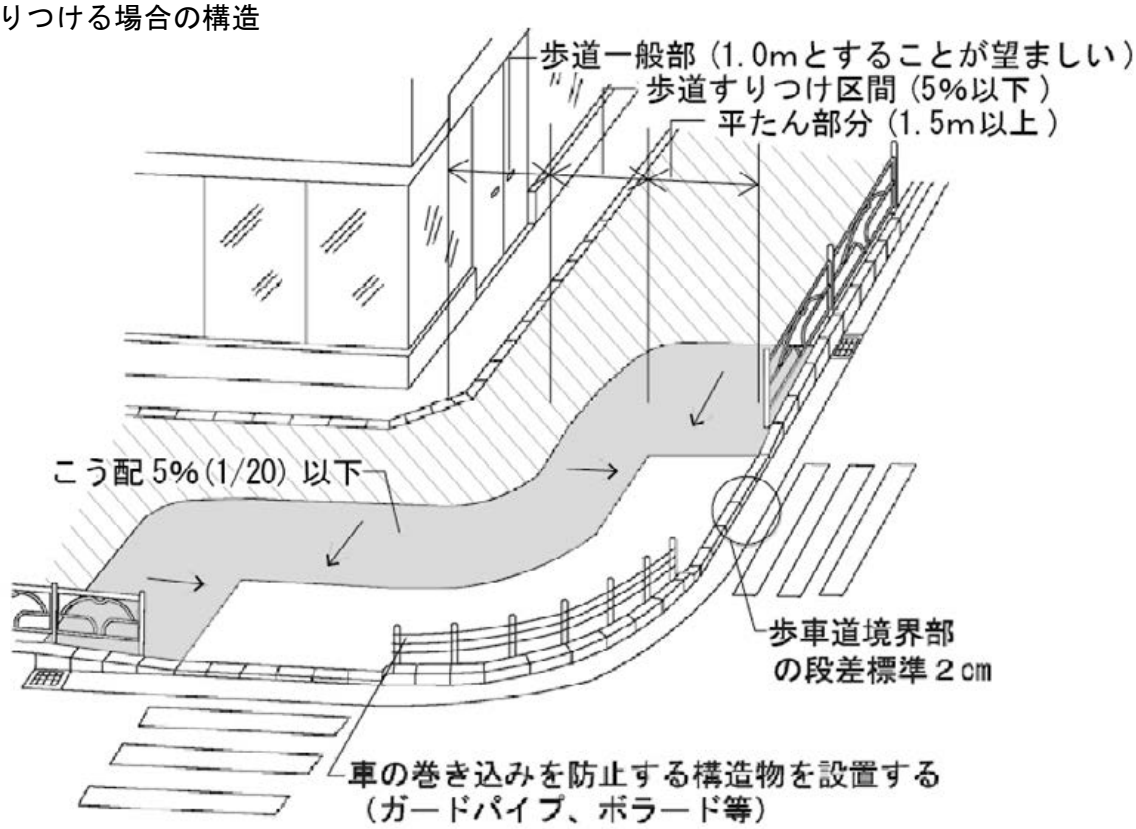

出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

＜横断歩道が設置されていない、幅員の狭い細街路と交差する場合の構造＞

※整備のポイント

・細街路の路面排水や交通量、民地の状況などを考慮した構造とすること。

■細街路の路面を歩道の高さ近くまで持ち上げる形式

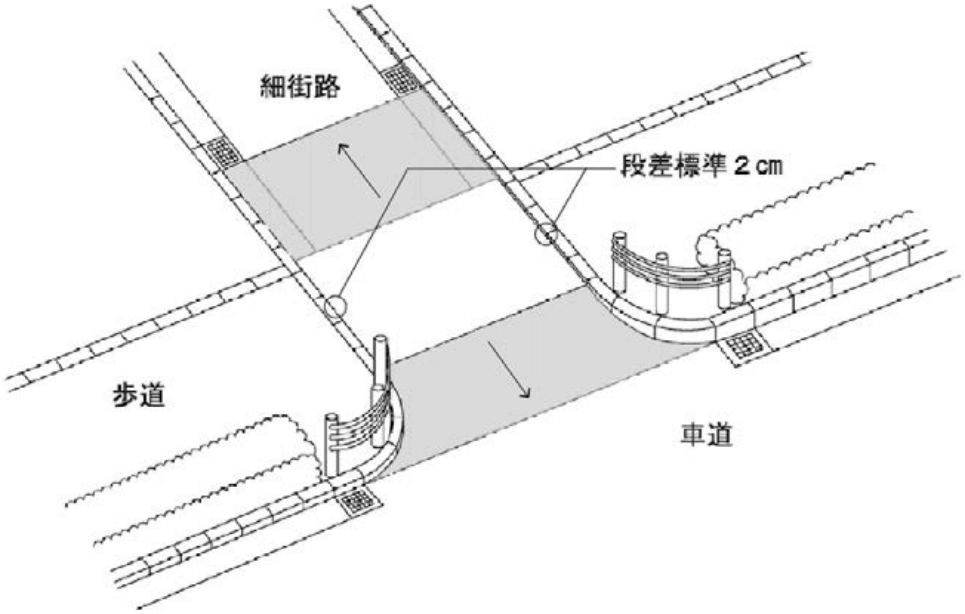

■歩道面をすりつける形式

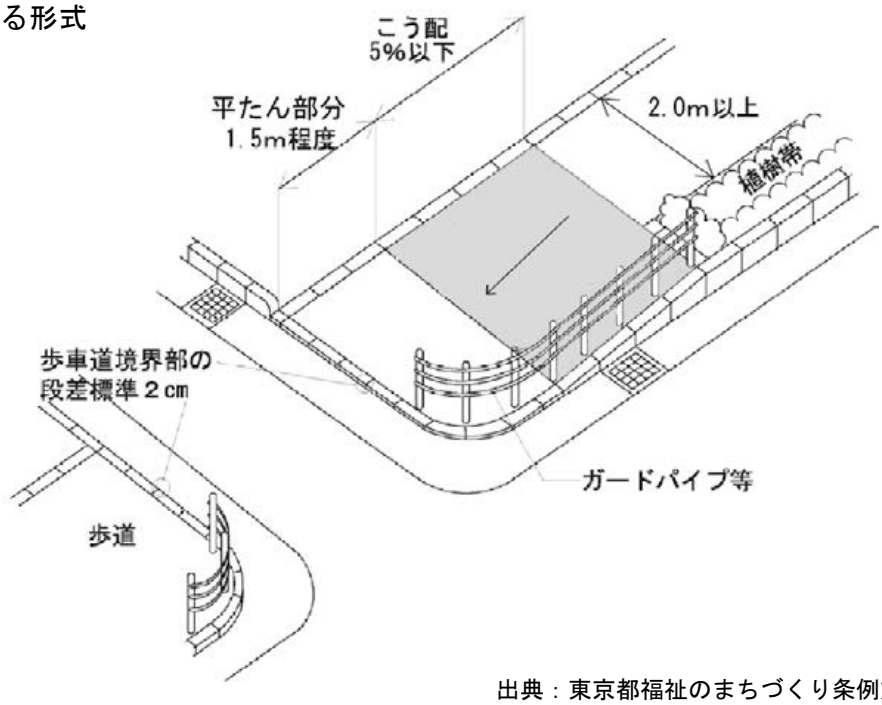

出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

■Ｌ型側溝と歩道（歩行者横断部）の改善例

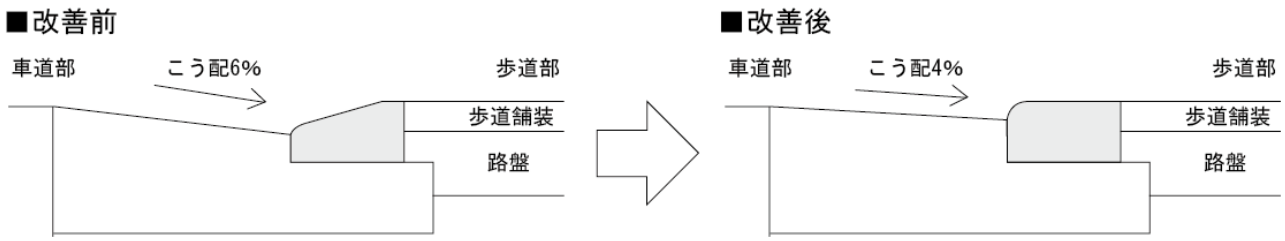

新規	横断歩道のエスコートゾーンについて記述<コラム>

<改訂の概要>

・視覚障がい者団体等からの要望を踏まえ、交通管理者と協議のうえで主要な交差点の横断歩道にエスコートゾーンを設置する。

<改訂の内容（案）>

目的

・道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性の向上を図るため、横断歩道上において視覚障がい者が進むべき方向の手がかりとする突起体の列（エスコートゾーン）を設置する。

設置場所

・エスコートゾーンは以下の場所に優先的に設置する。

①視覚障がい者の利用頻度が高い施設の周辺で、視覚障がい者の需要が見込まれる横断歩道

②バリアフリー新法における重点整備地区内の主要な生活関連経路に係る横断歩道

・スクランブル方式の信号交差点における斜め横断用の横断歩道については、設置しない。

※「エスコートゾーンの設置に関する指針」（警察庁交通局交通規制課）より抜粋

留意事項

・エスコートゾーンを設置する場合は以下に留意する。

①横断歩道の前後に、視覚障がい者誘導用ブロックが設置できること。

②音響式信号機が設置されている横断歩道であること。

出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

■エスコートゾーンの設置図

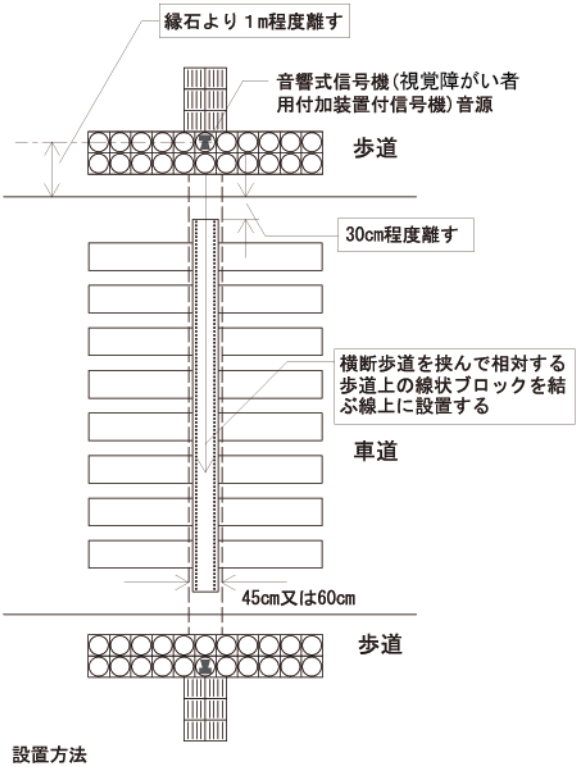

設置方法
（１）横断歩道の中央付近で直線状に連続して設置すること。
（２）末端を歩道の縁石端から30cm程度離すこと。
（３）幅は、45cm又は60cmとすること。

■エスコートゾーンの設置例

黒門橋交差点横断歩道
（唐人町駅～ふくふくプラザ）

P239	バス利用環境についての記述を充実

〈改訂の概要〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・乗降車場のうち、バス停留所の構造等について記載を追加する。

〈改訂の内容（案）〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

バス停留所を設ける歩道等の高さ

・高齢者、障がい者等が低床バスに円滑に乗降できる高さとして、当該停留所の部分の歩道等の車道からの高さは 15cm を標準とするものとする。ただし、道路の構造上やむを得ない場合等バスが正着できない場合は 15cm にこだわらず、高さの調整、車道へ降りるスロープの設置等により、車いす使用者が円滑に利用できる構造となるよう配慮する。

■バス停留所周辺の歩道

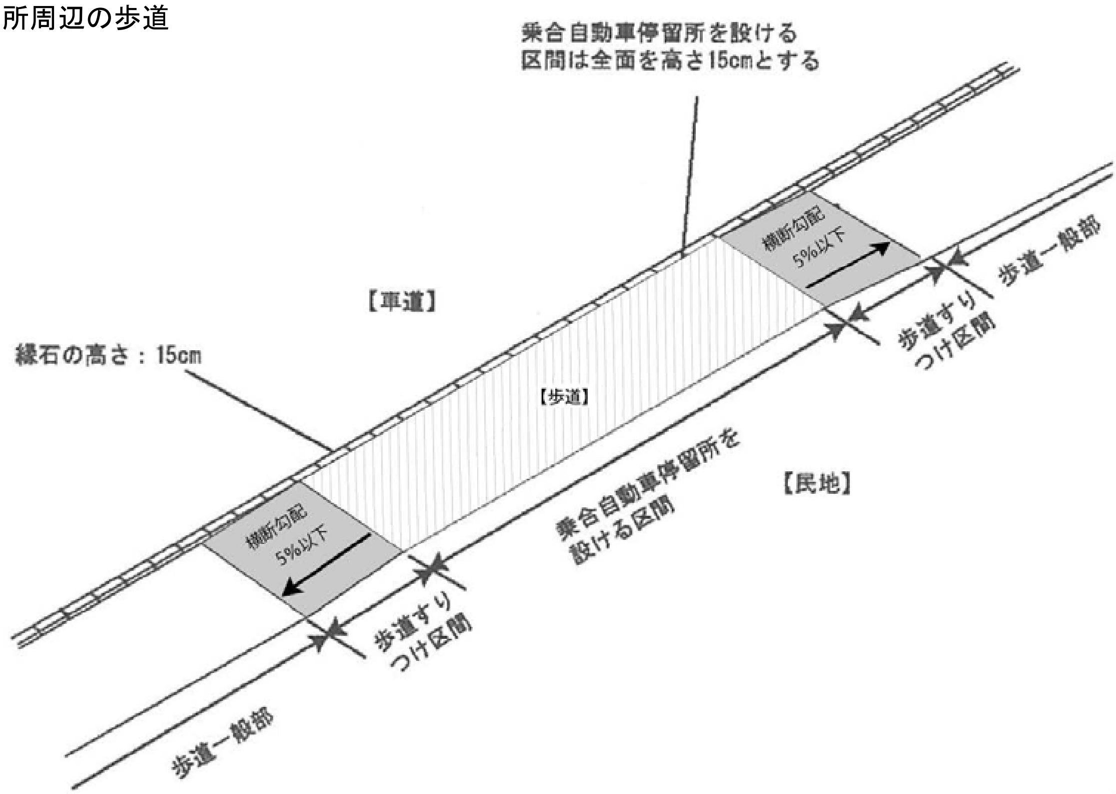

出典：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

上屋等を設ける場合の設置位置

上屋

・歩道は上屋設置後の有効幅員が原則として 2m以上確保されること。

ベンチ

・歩道はベンチ設置後の有効幅員が原則として 2m以上確保されること。

視覚障がい者誘導用ブロック

・歩道上に視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を行う場合は、ベンチからの離隔をとること。

■歩道上にベンチを設置する場合の例図

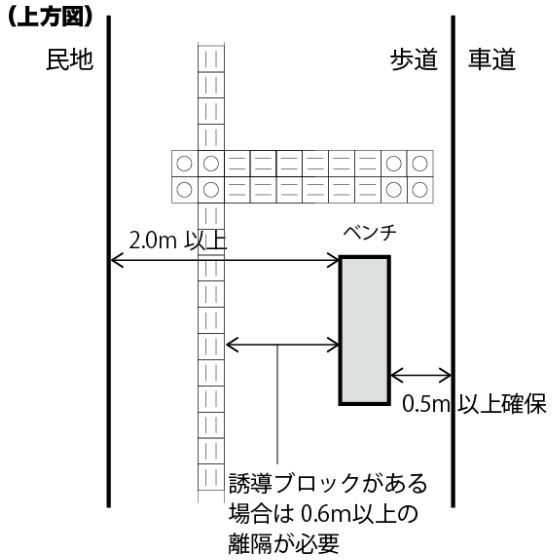

■歩道上にベンチと上屋を設置する場合の例図

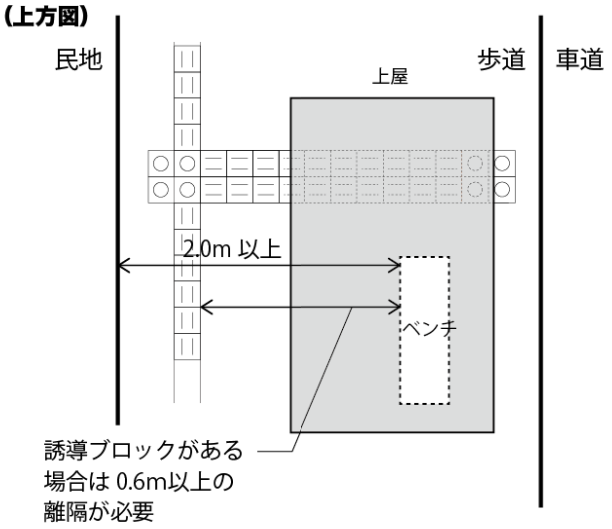

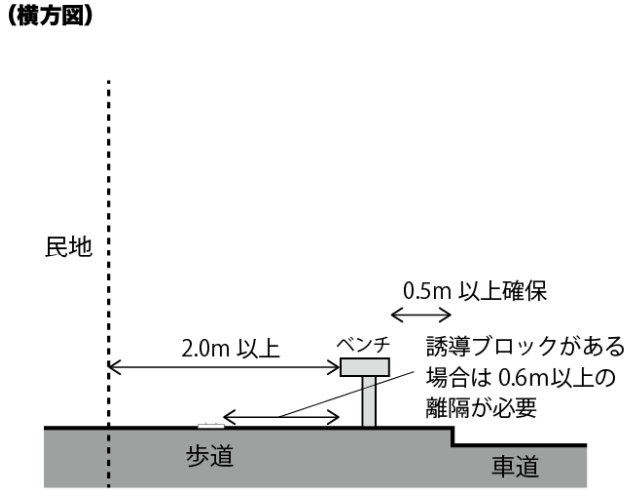

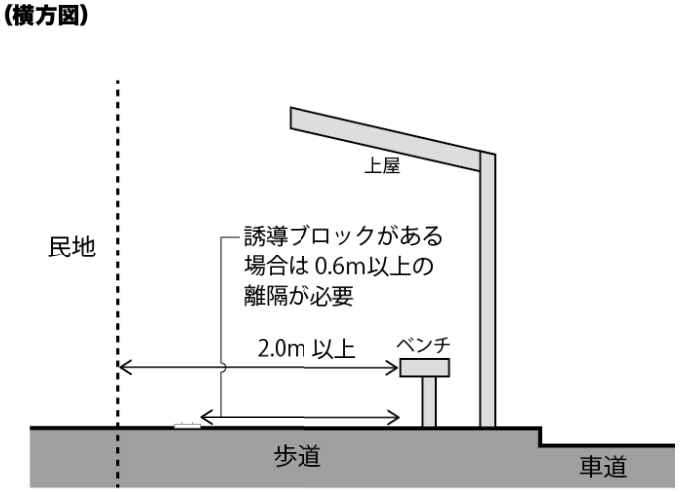

※寸法等の詳細については道路管理者と協議すること。

(4) 公園

P252	移動等円滑化園路の考え方について記述

<改訂の概要>

・公園の出入口及び駐車場から園内の諸施設に至るまでの経路で最も一般的と認められる経路を移動等円滑化するため、その経路の考え方について記載を追加する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

<改訂の内容（案）>

◇移動等円滑化基準に適合する特定公園施設（園路及び広場を除く）が設置されている場合、移動等円滑化園路は、これらの施設のうち、それぞれ１以上と接続させる。

◇主要な公園施設には、移動等円滑化園路を接続させる。

◇掲示板及び標識については、移動等円滑化園路に近接させる。

◆都市公園内の特定建築物及び特別特定建築物についても接続させることが望ましい。

◇移動円滑化園路には、車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。

◇移動円滑化園路に階段又は段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。

◇階段又は段に傾斜路を併設することが困難な場合は、エレベーター、その他昇降機を設置することにより、傾斜路に代えることができる。

■移動等円滑化園路の概念図

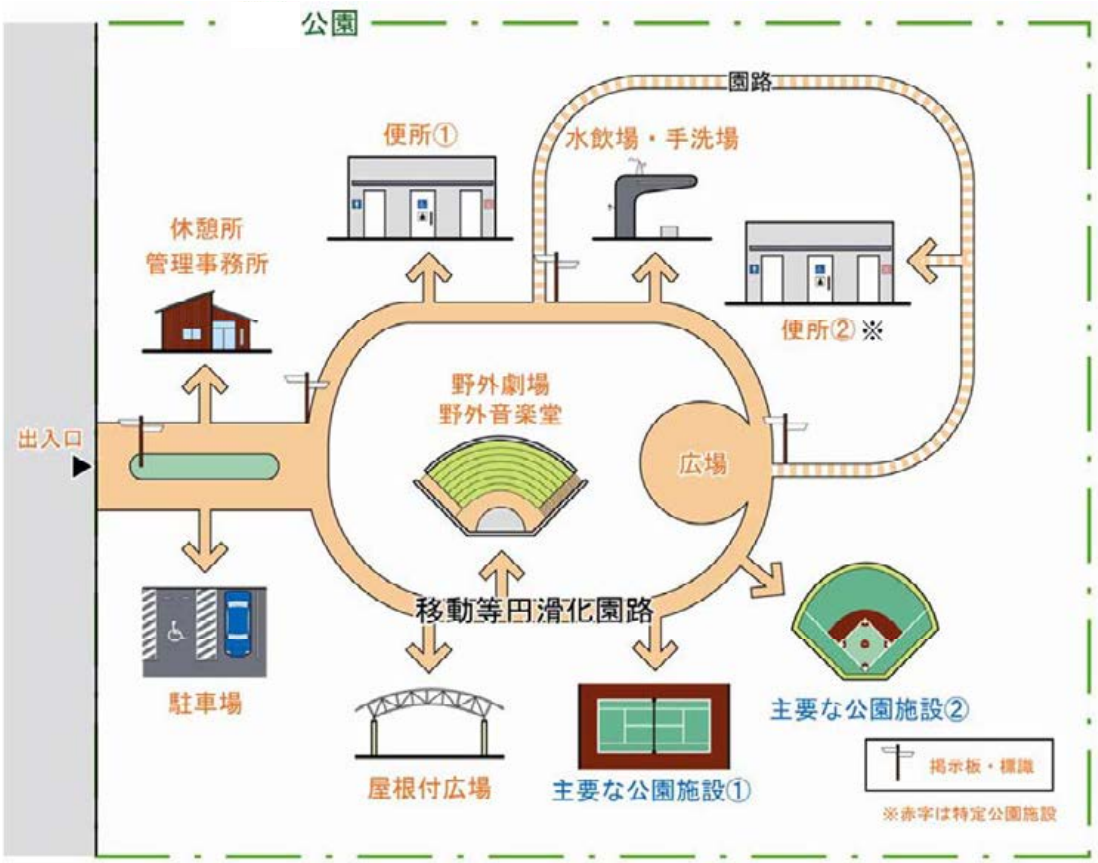

※ ◇ 公園内に複数の便所を設ける場合、全てに多機能便房を設けることが望ましい。
○ 移動等円滑化基準に適合する特定公園施設が設置されている場合、特定公園施設の種別毎に、それぞれ１以上の施設と移動等円滑化園路を接続させる。

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

P253	園路の途中で通路を設ける場合の開口幅員の記述を充実

〈改訂の概要〉

・園路の縁石を切り下げる場合の構造について記載を追加する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

○縁石を切り下げる場合は、幅 120 ㎝以上、段差 2 ㎝以下とし、すりつけ勾配は 10%以下とする。

※現行：記載無し

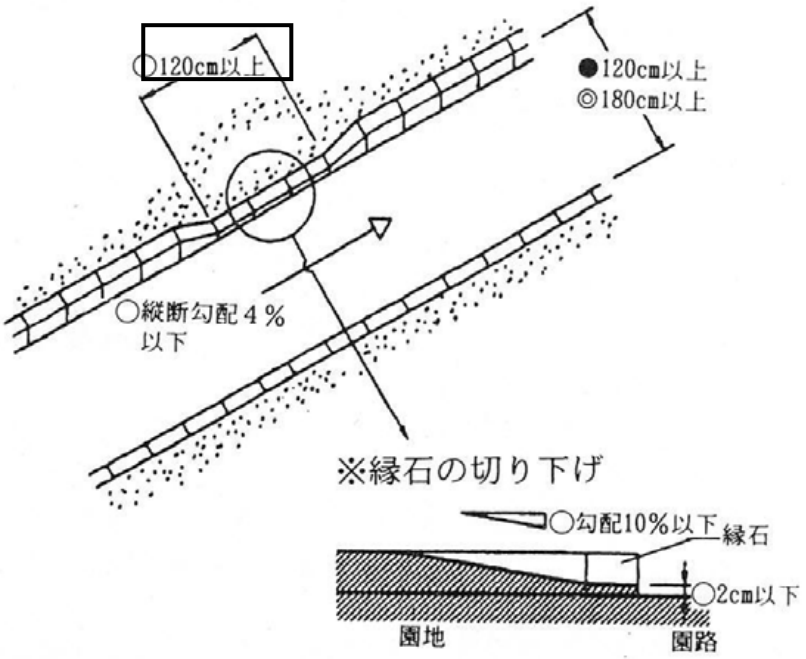

出典：福岡県福祉のまちづくり条例手引書

P257・261	階段やスロープの手すりについて記述を充実

〈改訂の概要〉

・階段やスロープの手すりの構造について記載の見直しを行う。

○：整備基準　❤：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

階段の手すりの仕様

○階段の両端部から 50 ㎝以上の水平部分を設ける。※現行：30 ㎝以上

傾斜路の手すりの仕様

○手すりは傾斜路の始終点より 50 ㎝以降の水平部分を設ける。※現行：30 ㎝以上

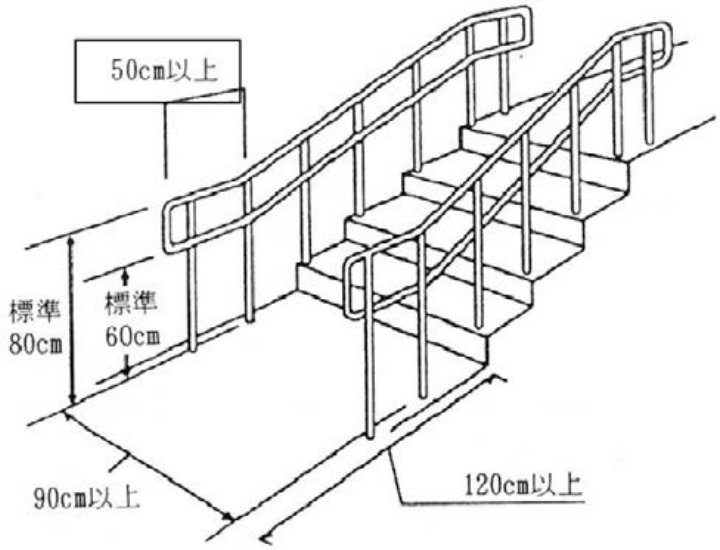

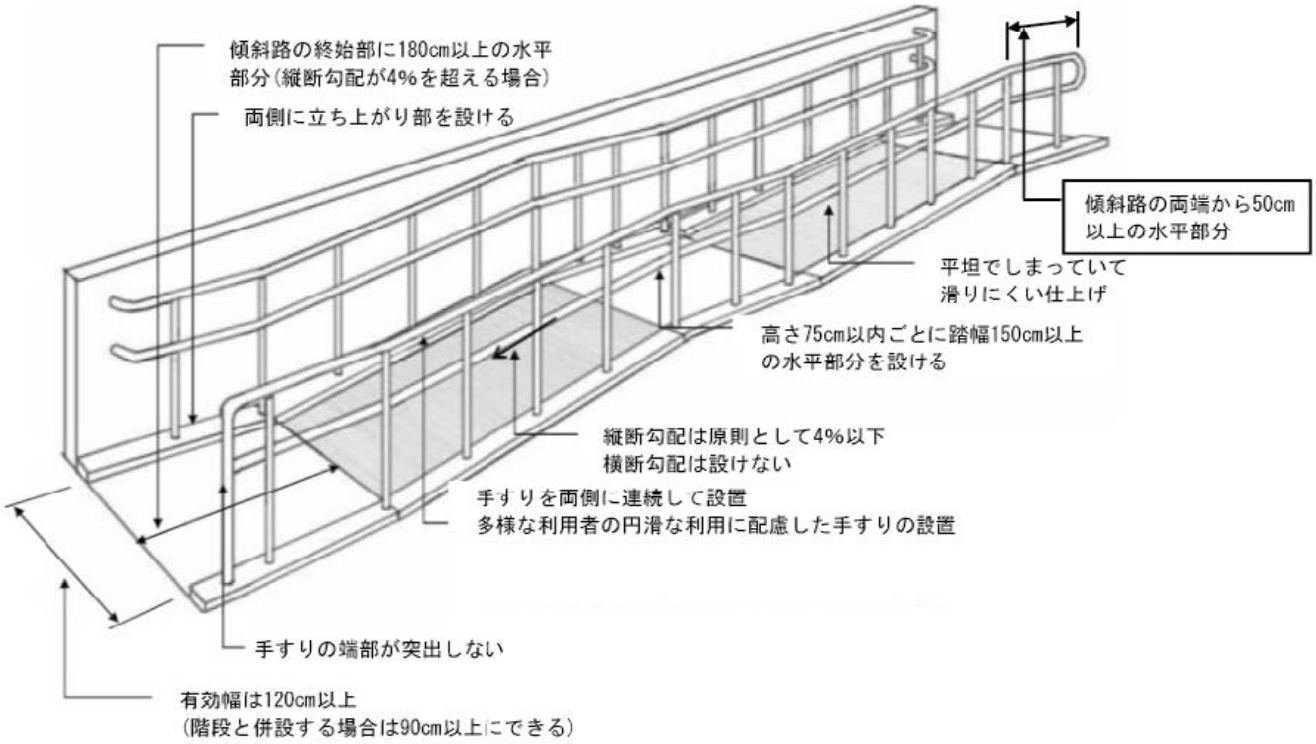

出典：福岡県福祉のまちづくり条例手引書

P263	多機能便房の機能代替などに関する記述を充実

〈改訂の概要〉

・福祉型便房からの機能分散を促す考え方を記載する。

・福祉型便房の出入口幅員や大きさについて記載の見直しを行う。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

機能分散の考え方

・便所は、高齢者、障がい者等が認識しやすい場所に設置し、利用しやすい構造とする必要がある。そのため、車いす使用者が円滑に利用できる他に、内部障がい者や乳幼児連れも円滑に利用できるように、オストメイト対応設備や乳幼児用ベッド等の設置など公園便所の多機能化を図ることとする。

・１つの便所において複数の多機能便房を設置することが困難な問題や、車いす使用者だけでなく、内部障がい者や乳幼児連れによる利用が集中する問題がある。そのような課題に対応するため、一般の便所においても、多機能便房を設置した上で、簡易型多機能便房を設置し、利用の工夫を図ることが望ましい。

■簡易型多機能便房の例示

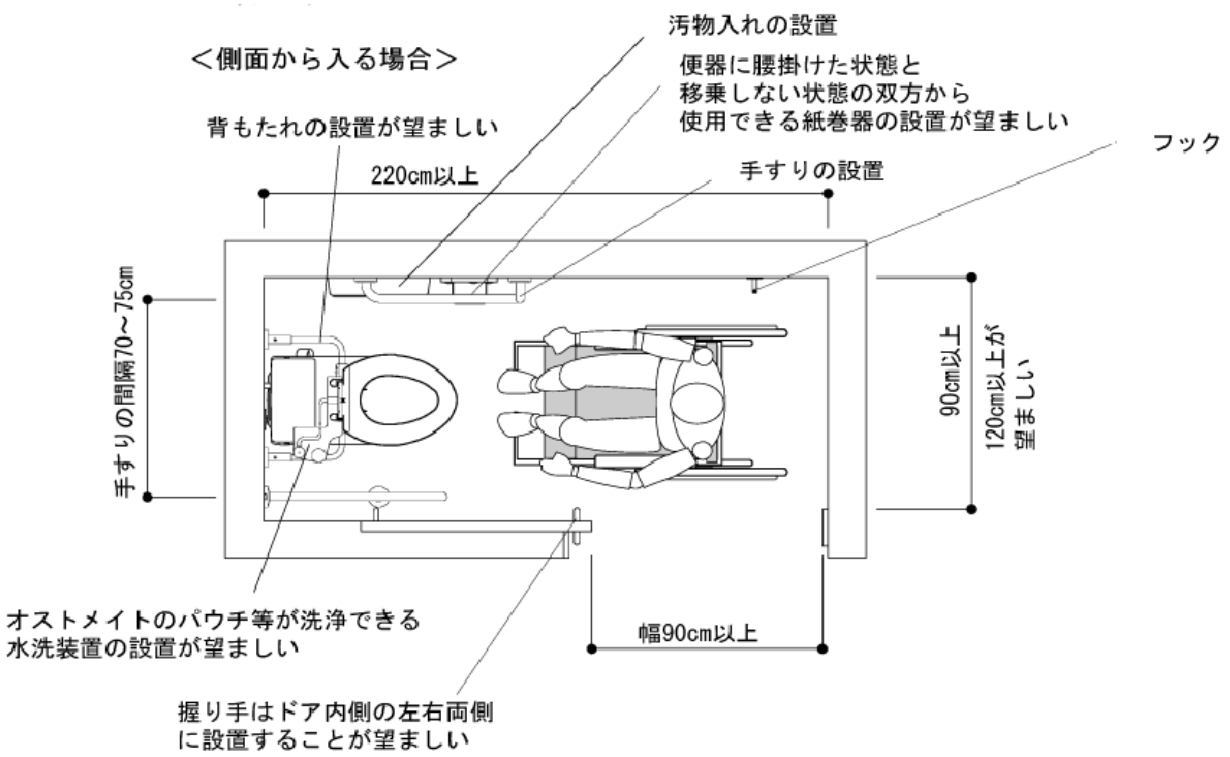

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

福祉型便房の出入口の構造

○幅は 90 ㎝以上とする。※現行：80 ㎝以上

福祉型便房の大きさ

○車いす使用者の出入り及び転回が可能なものとし、間口・奥行きともに 200 ㎝以上を標準とする。
※現行：記載無し

■公園の福祉型便房の例示

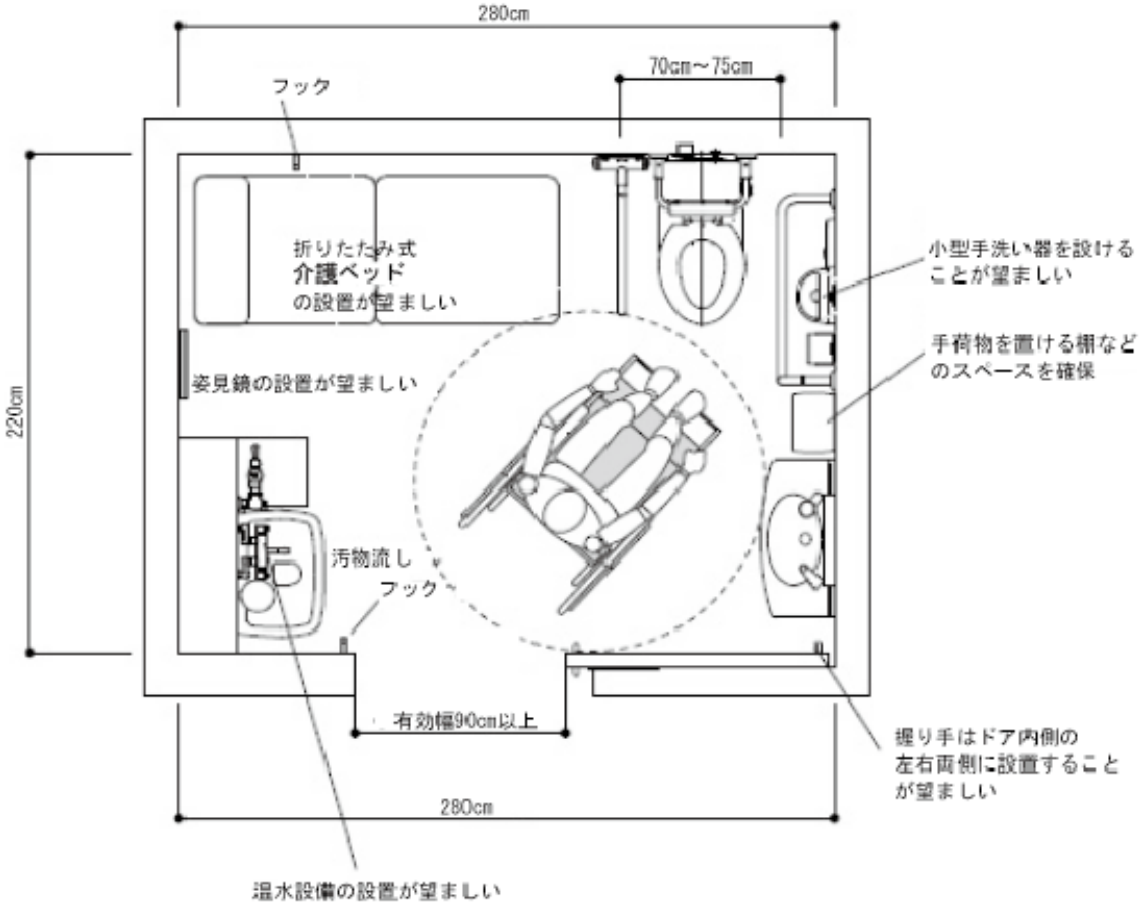

出典：福岡県福祉のまちづくり条例手引書

P270	車いす使用者用駐車施設の後方安全路等の記述を充実

〈改訂の概要〉

・車いす使用者用駐車施設の後方安全路等について記載の見直しを行う。

○：整備基準　❤：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

施設の寸法

○車いす使用者用駐車施設の後部には幅 135 cm以上の安全路を設置する。※現行：整備基準 120 cm 以上

◆肢体不自由者、妊産婦、乳幼児連れの人などの利用が多い公園においては、これらの利用者の乗降に配慮し、通常の駐車スペースより少し大きめの駐車スペースを設置することが望ましい。

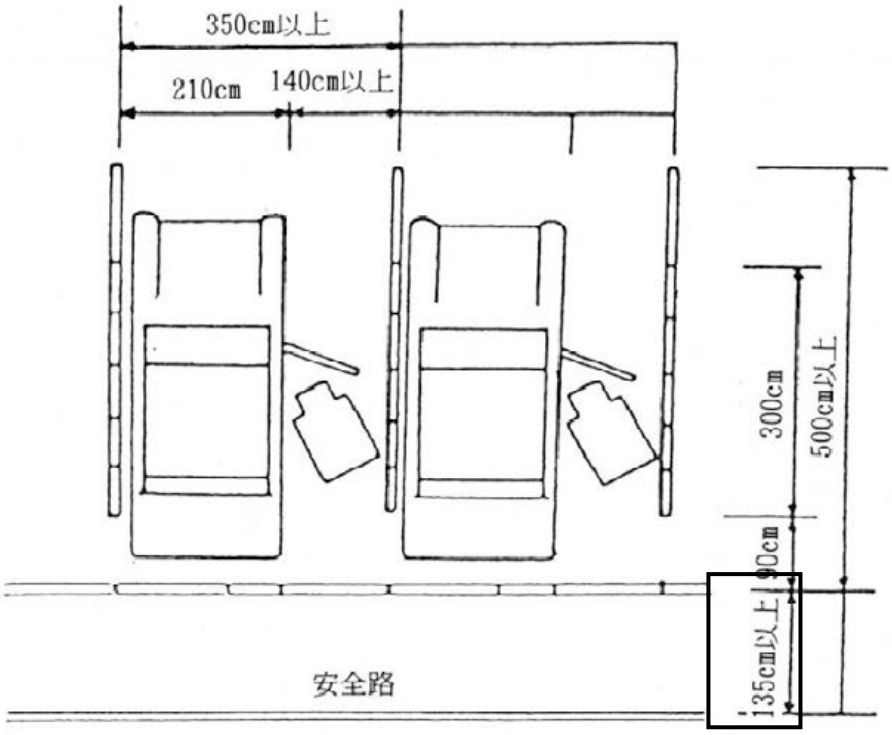

出典：福岡県福祉のまちづくり条例手引書、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

P276～	表示内容の見やすさ、わかりやすさ等の記述を充実

〈改訂の概要〉

・標識類のデザインや表示内容について記載の見直しを行う。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

掲示版

◆独自にデザインする場合は、高齢者、障がい者等に認識してもらえるよう、分かりやすいデザインについて聴取するなどにより検討することが望ましい。

◆工事の実施等により移動円滑化園路が遮断される場合には、工事実施等により利用できない旨の案内表示や、迂回路をわかりやすく示すことが望ましい。

標識

◆移動等円滑化園路の始点、終点、主要な分岐点に設ける標識には、特定公園施設および主要な公園施設等への方向や距離・所要時間等を表示することが望ましい。

◆掲示板、標識などに用いるピクトグラムは、国際シンボルマークや JIS Z 8210 に示された図記号等を基本とする。独自にデザインする場合は、高齢者、障がい者等に認識してもらえるよう、分かりやすいデザインについて意見を聴取するなどにより検討することが望ましい。

◆工事の実施等により移動円滑化園路が遮断される場合には、工事実施等により利用できない旨の案内表示や、迂回路をわかりやすく示すことが望ましい。

◇車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。

◇基準を満たす案内板を移動等円滑化園路の出入口や駐車場の付近に配置する。

◇標識周辺の床面は、平坦で固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとする。

◇公園全体の案内図には、車いす使用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマーク等により、その旨を表示する。

◆車いす使用者が容易に接近できるよう、表示面の方向に 150cm×150cm 以上の水平部分を園路動線に支障のないように設ける。

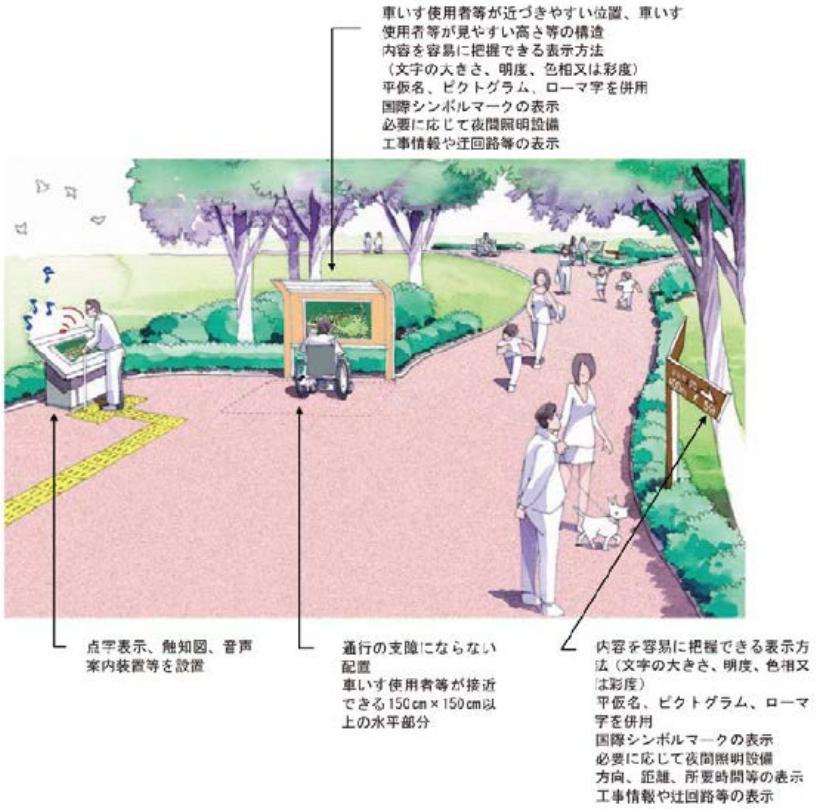

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

P278・279	ベンチ・野外卓の設置について記述を充実

〈改訂の概要〉

・ベンチの構造について記載の見直しを行う。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

◆ベンチを設ける際には、腰掛け板の高さは 40～45cm とすることが望ましい。また、移動等円滑化園路の距離が長い公園では、長時間の歩行が困難な高齢者、障がい者等の休憩の際の立ち座りの負担軽減のため、腰掛け板の高さをより高くしたベンチを設けることが望ましい。

◆ベンチには、背もたれや手すり等を設けることが望ましい。

◆ベンチの周辺には、車いすが近づき、隣接して滞在出来るよう 150ｃｍ×150ｃｍ以上の水平面を確保することが望ましい。

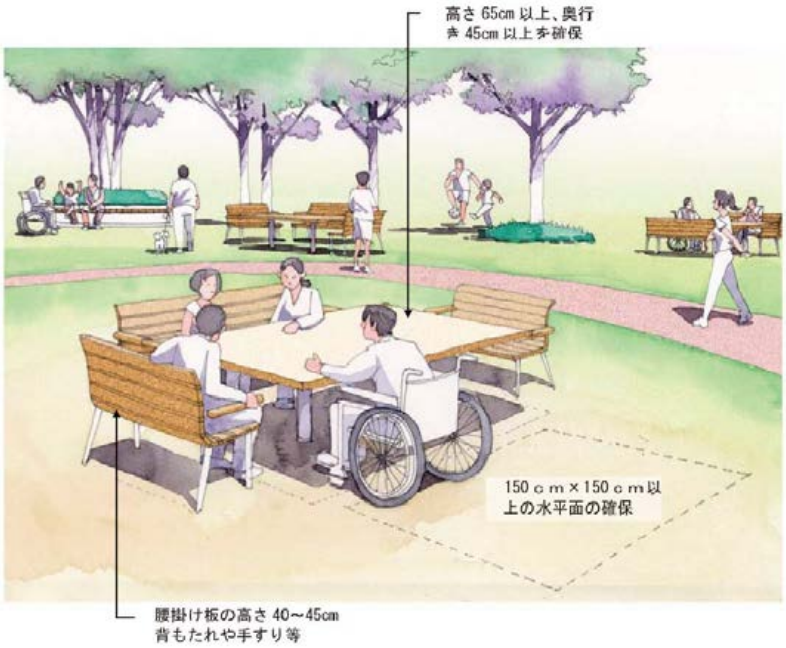

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

〈改訂の概要〉

・野外卓の構造について記載の見直しを行う。

〈改訂の内容（案）〉

水平部の長さ

◇車いすで接近できるように使用方向に 150 ㎝以上の水平部を設け、可能な限り段差を解消する。

※現行：記載無し（整備が必要な事項で 180 ㎝以上と記載）

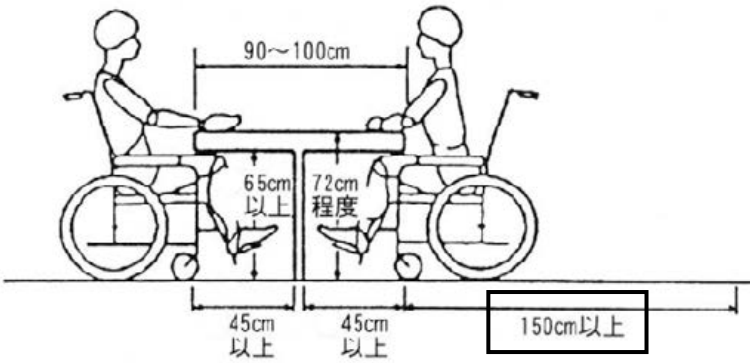

出典：福岡県福祉のまちづくり条例手引書

P281	水飲み器・手洗い場の洗面や下部空間の記述を充実

〈改訂の概要〉

・水飲み器の高さや下部空間について記載の見直しを行う。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

水飲み器の高さ

○飲み口の高さは車いすに腰掛けたまま使用できるよう 76 ㎝を標準とし、水栓も使用しやすい位置及び構造とする。※現行：記載無し

水飲み器の下部空間

○水飲み器の下に高さ 65 ㎝以上の空間を確保する。※現行：記載無し

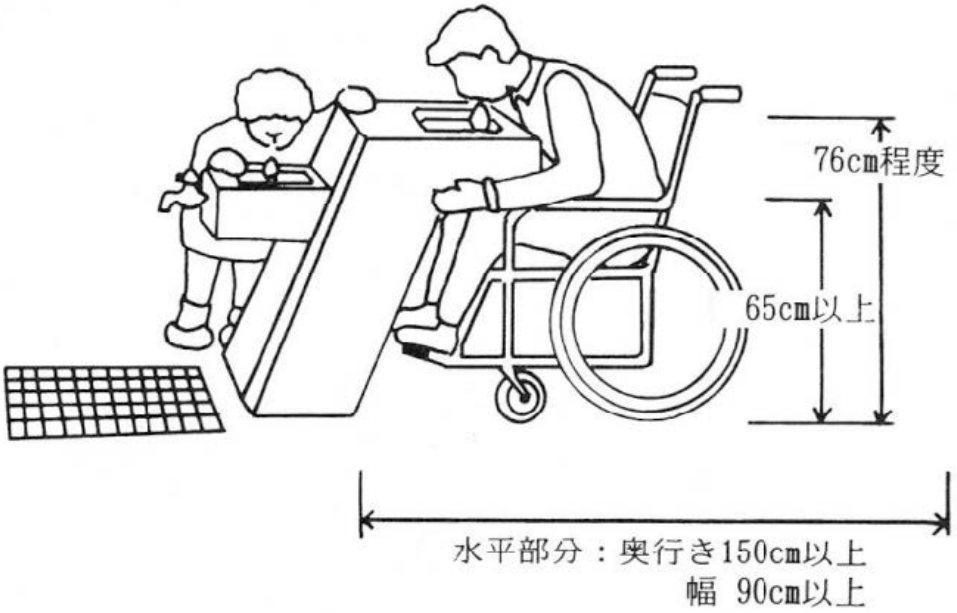

出典：福岡県福祉のまちづくり条例手引書

P282	休憩所及び管理事務所における乳幼児対応等の記述を充実

〈改訂の概要〉

・乳幼児連れのための設備、急病時の対応設備について記載を追加する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

〈改訂の内容（案）〉

◆乳幼児連れには、授乳のためのいす、おむつ替え台が必要なため、休憩所、管理事務所や売店、飲食店等に授乳室やおむつ替えが出来る場所を設けることが望ましい。

◆急病等の際に安静をとるための救護施設を管理事務所に設けることが望ましい。

◆管理事務所の場所を把握しやすくするため、分かりやすい名称の表示や音声案内など、到達しやすく、入口をわかりやすくすることが望ましい。

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

新規	公園の情報提供・利用支援について記述〈コラム〉

〈改訂の概要〉

・公園の整備状況や利用支援によるバリアフリー化状況について、利用者に対し分かりやすい形で情報提供する旨を記載する。

・高齢者や障がい者等が公園に親しみ楽しめるよう、公園の魅力や利用方法について理解を高めるために、公園の魅力を案内したり体験を支援するプログラムを用意すること等について記載する。

〈改訂の内容（案）〉

事前の情報提供の内容（一部抜粋）

・移動等円滑化整備状況について、障がいの程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障がい者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望ましい。

・高齢者、障がい者等が利用しやすい園路、駐車場、多機能便房の位置や、管理事務所などの位置等について、写真や地図を用いてわかりやすく情報提供を行うことが望ましい。

・公園の利用方法、料金、駅などの主要地点から公園までの移動経路に関する情報提供を行うことが望ましい。

事前の情報提供の方法（一部抜粋）

・施設利用申し込みが必要な場合は、現地での申し込み以外に、電話、ＦＡＸ、ホームページなどによる申し込みが出来るようにすることが望ましい。

・ホームページによる情報提供を行う場合は、視覚障がい者や文字の認識が難しい障がい者等が利用するホームページ読み上げソフトやテキストブラウザなどに配慮することが望ましい。

管理事務所における情報提供の内容（一部抜粋）

・移動等円滑化整備状況について、障がいの程度に応じてどこで何ができるのか、高齢者や障がい者等の利用の可否が分かるような情報の提供を行うことが望ましい。

・車いすで利用しやすい園路、多機能便房などの位置等についての情報提供を行うことが望ましい。

・機器の貸出や人的支援による利用サポートを行う場合は、その内容について情報提供を行うことが望ましい。

管理事務所における情報提供の方法（一部抜粋）

・案内を行う場合は、高齢者、障がい者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望ましい。

・視覚障がい者等に配慮し、イベント情報等の掲示板に表示する情報は、管理事務所等において音声案内等により情報提供を行うことが望ましい。

・公園のパンフレットの配布、音声案内、人的な誘導など、必要に応じて多様な手段による情報提供を行うことが望ましい。

利用支援（一部抜粋）

・公園の特性に応じた公園の案内や、施設の利用等を支援する利用プログラムを用意することが望ましい。

・高齢者や障がい者等の公園内の移動等を支援するため、車いす、ベビーカー、音声案内機器など利用支援となる機器の貸し出しを行うことが望ましい。

・高齢者、障がい者等の公園内の移動等を支援するため、案内や誘導、介助等の人的な支援を行うことが望ましい。

出典：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

(5) 路外駐車場

P296	移動等円滑化経路の考え方について記述

<改訂の概要>

・特定路外駐車場に関する省令に基づいて移動等円滑化経路の考え方について記述する。

○：整備基準　♥：誘導基準　◇：整備が必要な事項　◆：配慮が望まれる事項

<改訂の内容（案）>

○路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道または公園、広場その他の空地までの経路のうち１以上を、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）にしなければならない。

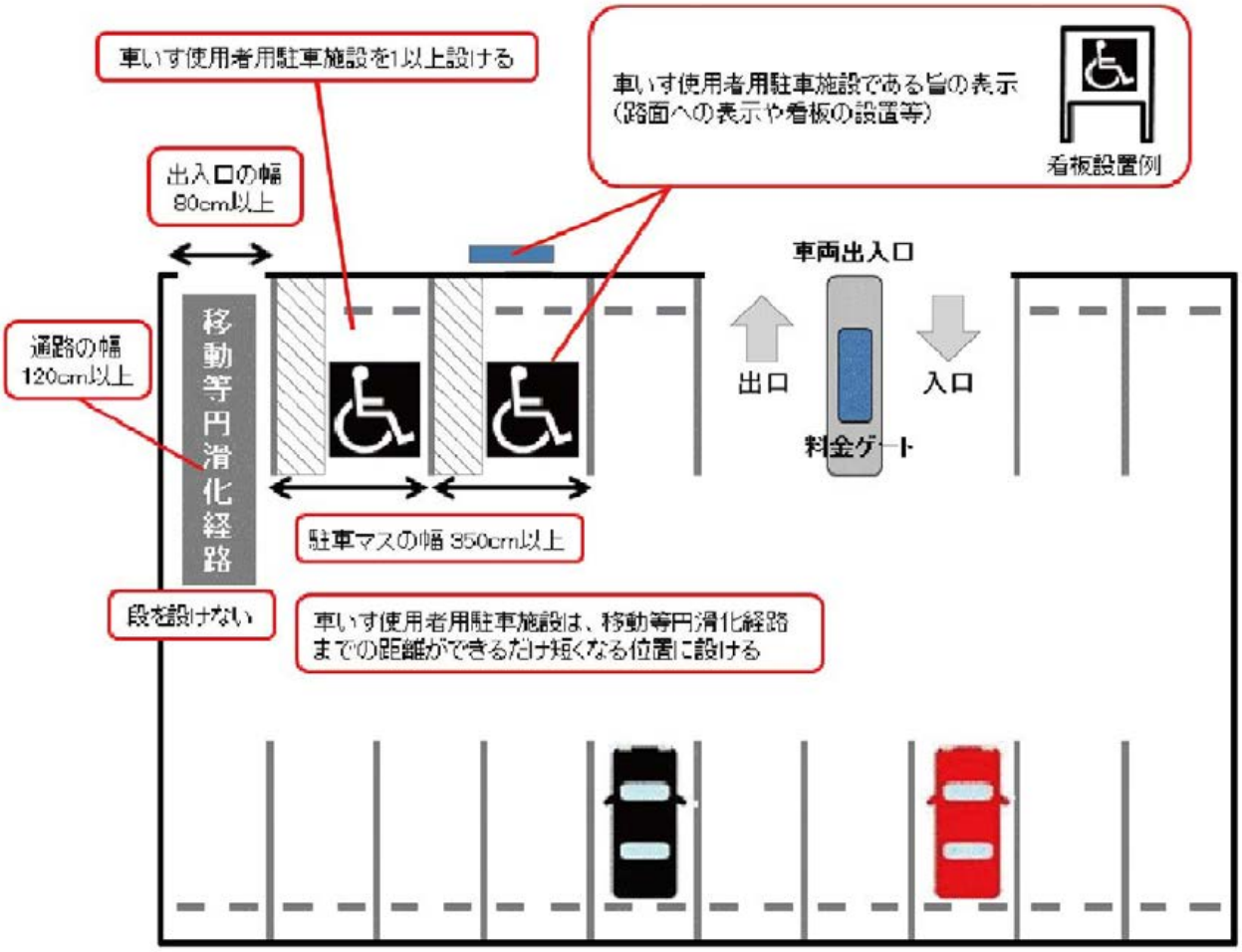

出典：堺市ホームページ